

〔書評〕

中山洋平著

『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」』

一九四四—一九五二年』（東京大学出版会、二〇〇二年）

土 倉 莞 爾

一 序にかえて

本書は、フランス第四共和制の「組織政党」であるSFIO（社会党）とMRP（人民共和運動）を、一九四四年から一九五二年にわたって構造的に分析した、わが国のフランス政治史の研究水準を一挙に引き上げた、もっとも優れた本格的な研究書である。

本書の構成は、「はじめに」、「序章 対象と分析枠組」、「第一章 『三党体制』——『組織政党』構想の実現と中絶」、「第二章 『組織された第三勢力』運動——『組織政党』構想の再生」、「第三章 『第三勢力』後期——院内への撤退と寡頭支配の成立」、「おわりに」というようになっている。

著者の主眼は何か。簡単に要約することは困難であるが、評者の見るところ、「『組織された第三勢力』（第二章）の挫折と共に、第四共和制の（少数の『組織政党』による議会体制の刷新）の夢は潰えた。そればかりか、体制の支柱である社会党（SFIO）とMRPの両『組織政党』は、党組織の崩壊に見舞われ、解放期には高動員（開放）・多元型だった党組織構造も、『第三勢力』後

『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」一九四四—一九五二年』 一三三五（八五一）

期には規律強化・一元化と動員抑制・閉鎖化が進んだ」(三三九頁)。

その結果、『第三勢力』後期の議会という「新たな『窓のない家』」は、『組織政党』を基盤とする点で、第三共和制期のそれとは異なるメカニズムを持ち、その閉鎖性はむしろ強化されていた。そこでは『組織政党』は、広く社会の諸勢力に浸透してこれを国家に媒介するという本来期待された役割とは反対に、フランス政治上前例のない強固な政党規律をもって、各党の『勢力範囲』の諸運動・組織を含めた議会外勢力を議会制から排除・隔離する機能を果たしていた。革新をもたらしべき党規律や党組織が、今や議会と社会とを遮断する厚い壁となっていたのである」(三三九頁)。

何故、『組織政党』は変質したのか? 「社会党とMRPが経験した党組織構造の変質はいずれも、議会連合政治と、ミリタン主義に基づく党組織の論理との間の矛盾・摩擦を調整しようとして引き起こされたものといえる」(三四〇頁)。

著者によれば、「ミリタン主義という、フランスの『組織政党』が持つ直接民主主義的なモメントは、本来、両党の党組織が社会と国家を有機的に結合する紐帯となるための必須の条件であり、第四共和制の青写真の不可欠の要素だった。ところがそのミリタン主義が連合政治の論理と衝突した時、それは『三党体制』や『組織された第三勢力』の議会体制の革新への試みを困難に陥れただけでなく、党組織の衰退と閉鎖化が進んだ『第三勢力』後期には、政党組織と連合政治の双方を変質させる元凶となった。このミリタン主義を巡る逆説こそが、第四共和制を他に例のない閉鎖的な議会体制へと導いたのであり、第四共和制とその『組織政党』は、輝かしい革新への意志のゆえにこの袋小路へと嵌まり込んでいったのであった」(三四一—三四二頁)。

この著書は独創的な第四共和制論となっている。著書奥付に紹介されている著者の主要二論文がいずれも仏文であることは、著者の発信はたんにわが国だけでないことを如実に示している。「La naissance de la Troisième Force et la lutte contre la hausse des prix : échec de la dernière offensive des «partis organisés»」(『第三勢力』の誕生と物価高騰に対する闘争——『組織政党』の最後の攻勢の失敗——)という著者の仏文論文では「『第三勢力』は、その国に根付いていた基盤組織を再活性化させ『組織政党』体制を再確立しようとする最後の試みだった」(Nakayama, 2000, 280)と主張している。また、著書の「おわりに」の部分に

少し言及されている「マンデス・フランスの衝撃」については、「Pierre Mandès France et les partis politiques sous la Quatrième République : volonté de rénovation et morale démocratique」（ピエール・マンデス・フランスと第四共和制下の諸政党——革新の意志と民主主義精神——）という仏文論文において「マンデス・フランスが急進党を革新する時考えたことは、S F I O や M R P が解放期に構想し挫折したミリタン政党を、あらたに追求することだった」（Nakayama, 1998, 70-71）と著者は述べている。

著書の「あとがき」に記されている「本書の執筆に当たっては、現在存在が知られている文書資料の殆ど全てに目を通すことができた。引用されている文書だけでも大小合わせて三〇を超える。北はリール、南はマルセイユ、ナントの河港からアヴェイロンの中まで、史料を求めて遍歴した筆者を温かく遇してくれた文書館員、元政治家・ミリタンとその遺族の方々に厚く御礼を申し上げる」（二五五頁）と書かれた箇所は、評者にとって感動的であった。また、「未亡人の回想談（九四年一〇月二九日）でも、結婚前夜のこの事件の前後から、『党機構の人』だったコランが、急に『大政治家』振るようになったという」（三三六頁注38）箇所では、著者が未亡人にインタヴューしている光景が目につかぶ。思うに、この著書は、著者のこれまでの研究生活のすべてが投入され、見事に結実した、青春の大著だと言えよう。

最後に、この著書は、文書資料を読破し構成されただけの、単なる「専門書」ではない。「はじめに」、「序章 対象と分析枠組」などで展開されているいわゆる理論的部分は、フランスに限らず、北欧、中欧、西欧、南欧の政党組織と政治体制に関する比較政治学における最高級の学界展望の観を呈している。欧文、邦文両方において、主だった文献が、多数、渉獵・紹介されている。著者の後進の若い研究者が「あの人の通った跡は、ぺんぺん草も生えていない」と嘆いたゆえんである。

著者の渾身の力作である偉大な業績に、満腔の敬意を払うとともに、今後の著者のさらなる活躍を祈念するものである。

二 概 観

さて、著者の主張することを本書にそって概略的に辿ってみよう。

『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」一九四四—一九五二年』

一三七（八五三）

はじめに

第二次大戦直後のフランスは、政治・経済・社会の全分野において根本的な改革を目指す波の中にあつた。第四共和制の憲法定者たちは、戦前の議員集団を十分な規律と党組織を備えた比較的小数の大政党へと再結集することで、安定し強力な執行権と民意の反映を兼ね備えた議会体制を実現しようとする構想をもつた。かくして、第四共和制は、組織されない政党制の構造的弱さのために正統性を失つた議会体制を、「組織政党」が社会と国家との間を繋ぐ有機的な紐帯となることによつて再生させようとする、議会体制刷新の実験となつた。第四共和制の支柱となつたのが、本書の主役である社会党 S F I O (労働者インターフランス支部) とキリスト教民主主義の M R P (人民共和運動) の両「組織政党」だつた(二頁)。

しかし、国土解放後わずか数年で「組織政党」による革新が挫折すると、第四共和制の議会体制は年毎に機能不全を深めた。結局、一九五八年、泥沼化したアルジェリア戦争を巡る政治危機が深刻化する中、第四共和制は世論に見放されるようにして、政権に復帰したド・ゴールの手で廃棄され、強大な権限を持つ大統領制にとつて代わられる(二頁)。

議会体制の革新を図ろうとした第四共和制こそが、約八十年にわたるフランス議会体制を終焉に導いたのはなぜか? 著者は解放期に移植された「組織政党」モデルが議会体制に革新の可能性だけでなく、少なからぬ負の効果をもたらしたことを直視しようとする。具体的には、新たに体制の支柱となつた「組織政党」が、従来型に回帰しようとする議会連合政治のメカニズムとの間で深刻な矛盾、摩擦を引き起こしたことに着目する(二頁)。

一 ヨーロッパ政治「組織の時代」とフランス第四共和制

著者は、世紀末以降の大衆政治の到来と共に労働者と宗派勢力の動員・組織化が進み、特定のイデオロギー・世界観によつて束ねられた大衆組織の緊密なネットワーク(著者は「サブカルチュア構造」と呼ぶ)と、これに依拠する大衆組織政党が成立したことを全ての分析の起点としている。フランスでは、世紀末の労働者・カトリック勢力の政治的動員が概ね挫折に終つた結果、第三

共和制の議会体制は、組織された社会階級・利益に支えられた「組織政党」を基盤としない、十九世紀の自由主義的議会制モデルが、あたかも二十世紀半ばまで存続したような形となった(二頁)。

これに対して、第四共和制は、フランスにおいて初めて「組織政党」が議会内外の主軸となった体制である。社会党SFI OとMRPの両党は、フランス議会史上初めて継続的に政権参加する「組織政党」として体制の支柱となった。著者によれば、この時期のフランスでは政治的組織化が進展し、いわば、中北欧モデルへの一定の接近を看取することができる(四頁)、と言う。フランス政治の特殊性を特殊な視点から語るのではなく、他の西欧諸国と共通の土俵の上に載せて説明し直すこと、中欧諸国をモデルとして造型された第四共和制はフランス政治に比較の橋を架ける上で格好の拠点である(五頁)というのが著者の立場である。

二 グリスト・バイアスと第四共和制——「組織政党」のインパクト

著者は、「組織政党」を第四共和制の主軸と位置付けることによって、① 第四共和制の政治構造の独自性を強調し、② 議会体制は当初の刷新が挫折した後、徐々に変質していったことを明らかにしようとする(五頁)。

ド・ゴールとグリスト(ド・ゴール派)は、第四共和制末期における内戦の脅迫の下で成立し、当初、独裁とさえ非難された第五共和制の大統領制を正当化するため、第三・第四共和制の議会体制に対して、国内の分裂と政治的不安定、国際的地位・国力の低下を招いた元凶、との烙印を押し続けた(六頁)。この「グリスト史観」のバイアスは第四共和制の政治構造の理解に歪みをもたらしている。この結果、現在のフランス人の通念では、第四共和制は、第三共和制の既に破産した議会体制が、ヴィシー政権への反発と諸政党の党略のために無意味に延長されたものと見なされ、解放以来の戦後史は、ド・ゴールと第五共和制の大統領制という「正解」に辿り着くまでの回り道、試行錯誤として捉えられがちである(七頁)、と著者は言う。

著者の狙いは、フランス第四共和制における「組織政党」(による刷新)構想が、刷新の成否に拘わらず、社会党、MRPの指導者層を始めとする同時代のアクターの政治戦略・状況認識を強く規定し続けたことを跡付け、この「組織政党による刷新」構想

の、いわば、思われざる逆機能によって議会体制が袋小路にはまっていくな過程を分析していく(一一頁) ことにある。著者は、①議会内で「組織政党」を含む諸政党によってどのような連合政治が展開されたか、②体制の担い手となる「組織政党」(主として社会党とMRP)がいかなる党組織構造を持ち、それにより社会との間でいかなる媒介機能を果たしていたのか、を分析の焦点に据える(一一―一二頁)としている。

序章 対象と分析枠組

第一節 党組織構造——ミリタン主義と「勢力範囲」

一 政党組織と選挙・連合政治

議会外の政党組織と党の選挙・連合政治戦略の間に生じうる矛盾・摩擦に初めて注意を促した政治学者はおそらくエプシュタインであろう(一八頁)と著者は言う。八〇年代以降、ヨーロッパ政治研究において、選挙や連合政治と議会外党組織との緊張関係・トレードオフが中心的課題となった。その契機の一つは、大衆組織政党の党内政治過程、特に党内の権威パタンの変化である。党内の権威パタンの変化とは「一般黨員などの組織下部からの自律性は失われ、党指導部は組織下部の決定・政策的指向に今までより強く拘束されるようになった」(一八頁) ことである。組織下部の信徒を保証していたサブカルチュア構造の崩壊のためこのようになった。

「サブカルチュア構造に基づく政党は、日常生活の隅々まで張り巡らされた系列組織からなる『連帯の共同体』によって黨員を『カプセル化』する『社会統合政党』であり、黨員のアイデンティティをほぼ独占的に保証している。また、労組や協同組合をはじめとする系列組織は、様々な形で黨員の物質的生活を支える経済的基盤となっている」(一九―二〇頁)と著者は言う。このようなサブカルチュア構造が崩壊した結果、大衆の信徒は失われ、寡頭支配への傾向はもはや自明ではなくなる。その結果、党指導

部は組織下部、すなわち活動家の支持を、彼らの党活動への参加を動機付けている政策面での譲歩など、各種のインセンティブを駆使して繋ぎ止めねばならなくなった。第四共和制の組織政党の場合、「分極的多党制の下、政策的にまったく対立するパートナーとの連合を強いられ、連合政権維持のために政策的妥協は不可避であった。にもかかわらず、そうした妥協の度に党指導部は、党下部組織からの叛乱や、失望した活動家の離党・引退、提携団体との対立や紐帯の弛緩など、党内組織の統御および提携団体との関係の面で極めて高いコストを支払われ続けることになった」(二二頁)と著者は述べる。

フランスの「組織政党」が連合政治の要請と党組織の維持との両立に苦しんだ理由として、フランスの社会(民主)主義政党・キリスト教民主主義政党がいずれも、サブカルチュア構造を形成し得なかったことが考えられる。党組織下部の活動家(ミリタン)・党員とその代表機関(大会など)に最大の決定権・正統性根拠を与える党の組織原理こそがフランスの「組織政党」の特徴であり、「本書ではこれを『ミリタン主義』、この組織原則に基づく政党を『ミリタン政党』と呼ぶ」(二三頁)と著者は言う。

第四共和制に「ミリタン政党」が政権参加する際には、党内のこの組織原則は議員団・閣僚を通じて体制全体に貫徹せねばならないと理解された。したがって、党執行部や議員団は、党の主権者であるミリタン・党員が大会などで下した決定に従って命令委任を受けているのであり、その統制は閣僚・政権にまで及ぶことになる。いわゆる「命令委任の鎖」(二二頁)である。サブカルチュア構造を欠くフランスの「組織政党」指導部を拘束するのは、党下部組織だけではない。党と提携団体の間にも、サブカルチュア構造内部のような、宗派・イデオロギー的紐帯に基づく一対一の排他的結合関係は存在しなかった。提携団体は複数の政党と提携関係を結び、政治的支持・要求表出のために最も有利な回線を選択することができた。したがって、提携団体は、政党間競合、とくに左右両極からの競り上げに連動しこれを激化させる媒介項となり、連合政権と党内統御の危機を増幅する役割を果たした(二三頁)。

フランスの社会(民主)主義、キリスト教民主主義(カトリック)勢力が遂にサブカルチュア構造を形成し得なかったため、S F I OとM R Pの党内権威パターンと、提携団体との関係、すなわち「勢力範囲」(mouvance)の構造が、サブカルチュア構造を備

えた兄弟党とは大きく異なるものとなり、第四共和制下の党組織と連合政治の間の矛盾・摩擦を例を見ないほど顕著なものである(二三頁)と著者は言う。

二 社会党SFIO——党と労働の分断

「SFIOにおけるミリタン主義を説明する上で最も重要なのは、党と労働組合との緊密な結合の欠如であろう」と著者は言う(二四頁)。

(1) 労組との分断

フランスの労働組合と社会主義政党は、密接な関係を築けず距離を拡げていった。「労組の党からの独立と相互不介入は社会主義陣営内部での基本的な組織原則となり、党—労組間の分断が双方の組織構造に刻み込まれていった」(二五頁)と著者は言う。

「このようにしてフランス社会主義を特徴付ける党と労組の組織的分断の構造が確立された」、「その結果、党は党員に経済的便宜も排他的アイデンティティも提供できず、イデオロギーに依存するインセンティブ構造を持つこととなった」(二五頁)というのが著者の主張である。ただし、著者は例外は北部ノール県とパ・ド・カレ県でここは「北部の一枚岩主義」(二六頁)と揶揄されたとする。

(2) ミリタン主義の制度化

「しかしこうしたインセンティブ構造に基づく権威パターンは、党組織構造に制度化されなければ、党内政治過程を規定し、指導部を拘束するまでの力を持つことはできない」と著者は言う(二六頁)。

a. 二つの「軸」

ミリタン主義の組織原則が一応の実効を見たのは、一九二一年の共産党の成立に伴う党の分裂後、党組織を統括する書記局の機構が整備されてからである。書記長P・フォールは、主要県連の指導者との間に派閥を超えた個人的信頼関係を築いた。その

結果、派閥から独立した権威を持つ党中央機関が制度化され、議員団に対抗しうるようになった。このようにして、二つの「軸」すなわち党中央機関（執行部）と議員団の両者の並立・対抗という形で、対抗関係が制度化された。戦間期のSFIOが深刻な内紛や分裂を経験しなかったのは、議員団を代表するブルムと書記長フォールの「共同統治」があったからである。ブルムが議員団を抑制したのである。しかし、ひとたび政権参加によって党閣僚・議員団が圧倒的な政治的比重を得ると、個人的調整では十分ではなくなる。人民戦線での政権参加以後、党内紛争は激化した。第四共和制下のSFIOの問題は「ミリタン主義の、従って党組織の維持に必要な執行部の優位をどう確保するか」（二七頁）、すなわち党組織による議員団の統制であったと著者は言う。

b. 分権的組織構造

もう一つの制度的基盤は、派閥の公認と、「県連の連合体」（中央集権を排した党の組織構造・組織原則）である。相対立してきた諸党派を統一させようと、党規約で「県連」に大幅な自律性を認め、「組織された派閥」を公認して党指導部に対する異議申し立てを容易かつ実効的にした（二八頁）。

(3) 「勢力範囲」の構造

SFIOのイデオロギーはゲードの社会主義理念以外に、反教権主義・人道主義・反戦主義がある。提携団体との関係の維持・増進が重要である。サブカルチュア構造の欠如により提携関係においても指導部への拘束を強めた（二九頁）。

三 MRP——カトリック組織なきキリスト教民主主義政党

（ドイツとイタリアでは）宗派性に基づく世界観と利益媒介に基づく動員と統合、これこそが指導部に最大限の戦略的自律性を保証するインセンティブ構造を生み出した。これに対してフランス史上初の大規模なカトリック系政党となったMRPは、兄弟党を支えたこうした組織的基盤を全く持っていなかった。サブカルチュア構造を欠いただけではなく、教会の「階統制」（教会上層

部)は勿論、その系列団体からも殆ど組織的支持を得られず、ミリュエーの最左派に位置する圧倒的少数派であるキリスト教民主主義の「運動」のみに依拠していた(三〇頁)。「キリスト教民主主義政党としては全く稀有なミリタン主義」(三〇頁)と著者は言う。

(1) カトリック活動団とACJFミリタン

世紀末以降に建設された隣国の宗派大衆組織が、多かれ少なかれ階統制との鏝迫り合いの中から自律性を勝ち取っていったのに対し、フランスのカトリック活動団運動は、常に階統制の厳格な統制下におかれた点で際立つ(三一頁)。世紀末のサブカルチャー構造の組織化に失敗したフランスでは、キリスト教民主主義諸派は、教会の統制下にあるカトリック活動団組織の周縁にしか存在し得なかったのである(三二頁)。

戦間期にカトリック活動団運動が発展した。しかし、運動はあくまでも社会の「再征服」を担う教会の道具でなければならぬから、常に階統制の厳格な統制下におかれていた。ここで、「カトリック」は右翼を意味し、「左翼」のカトリック(キリスト教民主主義諸派)は少数派であることが重要である。戦後MRP幹部の中核をなしたのは、カトリック活動団の青年部に当たるACJF(フランスカトリック青年協会、一八八六年創立)である。MRPは戦間期のキリスト教民主主義諸派を糾合して成立した。西ドイツのCDU(キリスト教民主同盟)、イタリアのDC(キリスト教民主党)を代表とする戦後の「キリスト教民主主義政党」は、キリスト教民主主義勢力(ないしキリスト教左派)、教会階統制・キリスト教右派、非キリスト教の保守派の三勢力を結集したものと捉えられる。これに対しMRPは、選挙での投票以外の側面では後二者の支持は殆ど得ていなかった。教会階統制とカトリック活動団成年部の大部分は、政治的には右翼に属しており、MRPとは組織的な関係はなかった(三二頁)。

党組織の核を構成したのは戦間期とレジスタンス期のキリスト教民主主義諸派のミリタンだった。「かくしてMRPは、イデオロギー指向の強い少数のミリタンを基盤にミリタン主義の権威パターンを持って生まれた」(三二頁)と著者は主張する。

ACJF指導部は「一般に政治的自律への指向が強かった」(三二頁)。そのため「一貫して『公民的活動』と称する政治的活動

の導入に努めた」(三三二頁)。だが、教会はカトリック活動団に政治的自律性を厳格に否定していたため、ACJFと階統制は対立を深めることになる(三三三頁)。

(2) 「勢力範囲」結集の条件

戦間期キリスト教民主主義諸派は分裂していたが、戦後MRPはこの分裂を克服した。「MRPが社会派を含むキリスト教民主主義諸派を結集し得たのは、ACJF第二世代が旧PDP(人民民主党)の議員層を抑え込む形で主導権をとり、運動(イデオロギ―)指向・反議会主義を前面に押し立てたから」(三五五頁)であると著者は言う。PDPはキリスト教社会運動のミリタンに対する働きかけを怠った。その結果、PDPはACJFの第二世代との提携を妨げる結果となった。「議会か運動か」はMRPの最大の対立軸となる。議会に参加しながらミリタン主義を貫くという課題はMRPの指導者たちにとって未知のことであった(三五頁)と著者は言う。

第二節 議会連合政治と政党モデル

ここで著者は、議会連合政治のパターンを概観している。まず、第四共和制の連合政治モデルと対比を示すために、第三共和制下の連合政治のモデル化を行っている。第三共和制下、閣僚の椅子を争うのは、急進党と右翼から中道右派までの諸会派(モデル)である。社会党SFI Oは、政権不参加の立場を取っていた。第三共和制の議会運営の特徴は、「多数派現象」である。「政権多数派は、……議会での審議の展開を踏まえて、最終的には議員個人々が判断を下した結果として、本会議での票決において形成される」(四八頁)。規律の堅い会派は、多数派運営の妨げとなる。モデルについて言えば、「……モデルの際立った特徴は、選挙後に議会内で結成される院内会派と、議会外に存在する『政党』とのほぼ恒常的な不一致である」(四九頁)。院内会派は、政策・ポストのペイオフを最大にするという動機で形成されていた。また、会派内のメンバーの出入りも激しかった。モデル議員は名望家であり、地元ネットワークを築いていた。したがって、政党、院内会派においては、緩やかな連合体となった。急進党も同様に、

議員個人の地方選挙組織の緩やかな連合体という特徴をもつ。「結局、同じ議会多数派の中に、モデルなど、『多数派現象』に対応した規律なき議員集団型会派と、党指導部間協定を指向する『組織政党』とが共存すれば、二つの連合形成のパターンはどちらも貫徹し得ず、相互に阻害し合うことになる。これこそが、三〇年代以降、第四共和制まで続くフランス議会体制の深刻な危機を招いた根源のひとつであった」(五一頁)。

「ミリタン主義」をとる政党が議会の「多数派現象」に巻き込まれると、党組織は存亡の危機に瀕することになる。それはSFIO、MRPが第四共和制において経験することになる。委員会システムについて言えば「……常設大委員会は、政府提出法案を含め全面的な修正・改廃の権限を持ち、委員長や報告者を通じて、本会議への法案の提示、議事運営にまで決定的な権限を握っていた。従って、この委員会システムこそが、議会の強力な政府統制の担い手であった」(五二頁)。この委員会システムが議会議制の統治の実効性を保証した。

第四共和制前半の連合政治の展開は、第三共和制における連合政治・政治モデルの延長線上に位置付けることができる。四七年五月までの「三党体制」期までは、「組織政党」による議会议体制に最も近づいた時期である。しかし、共産党の下野以降、「多数派現象」が復活する。そこで、二つの連合パターンのいずれかが貫徹するかは、各党指導部の連合交渉と党内運営のあり方で変わる。

第三節 分析枠組——組織政策と争点管理

この節では、①政党組織構造の性格の変化を記述する枠組み、②党組織に対する党指導の運営手段とその決定過程の概観、③党組織と連合政治の間の矛盾・摩擦に対して、党指導部がいかなる調整の手段を取りうるか、そして取られた手段・措置がいかに党組織構造や連合政治のパターンを変質させるかを見る、と著者は言う。

党組織の機能の両義性について言えば「党組織による党議員団・閣僚への統制は、市民に公約された党綱領の実施を確保する機能を果たすが、反面、党内民主主義を徹底させるミリタン主義は、より大きな民主主義における市民全体による統制と齟齬を来す

可能性がある」(五七頁)。そして著者は「広汎な組織を目指す外部への開放性」と「党内における統制」の二つの次元を組み合わせ、四つの政党組織の類型を呈示する。アルジェリア戦争期のSFIO、MRPは、一枚岩主義的であつた低動員型であるのに対し、解放期の両党は、第一類型(開放性・高、統制・弱)に属し、「組織された派閥」を禁止し、開放性も高かつた。

SFIO、MRPの党組織構造の変質の過程を理解する上で重要なことは、党内では異なる組織政策の体系が主張されていたことである(六一頁)。「特に第四共和制下のように政権参加を伴う場合、『組織軸』はしばしば、ミリタン主義原則自体をめぐる対立となる。……連合政治との矛盾が党組織に与えた負荷にどう対応するか、が組織政策の主要な課題となり、大きく分けて、『ミリタン政党』本来の組織原則に従って、議員団・閣僚に対して党組織の側の優位・自律性を確保しようとする『運動派』と、議連合政治の論理への党組織原理の適応を促す『議會派』の議員団や閣僚とが対立する……」(六一二頁)。「党指導部は……二つのゲーム〔連合政治と党組織運営〕の接点に立って、両者間に矛盾・摩擦が発生すればその調整を引き受ける立場にある」(六一二頁)。

中北欧諸国では、エリートへの信従の権威バタンのために、連合政治参加と党組織支配の維持という二つの課題はいわば隔離され、両者間の矛盾・摩擦は比較的表面化しにくかつたと考えられる。これに対しフランスの「ミリタン政党」では、二つの課題は正面から衝突して激しい矛盾・摩擦を生み出し、指導部批判の高まりや党組織の崩壊を招いた(六一三頁)。すなわち、ここに二つの矛盾がある。第一に、党の基本政策と連合政権の基本政策の矛盾、第二に、議会内の党議員団・閣僚などと、議会外の党組織との間の乖離という矛盾である(六一三頁)。

党指導部の矛盾への対応の方法としては、第一に、組織政策による調整がある。それらはa動員の強化・抑制 b統制の強化・緩和 c議員団統制である。第二に、争点管理による調整がある。政党が連合戦略上不利な問題を非争点化して、争点の有意性を操作することである。「しかし、『組織政党』の指導部が如何に争点管理を試みようとも、これは決して容易な操作ではない」(六一六頁)。

第一章 「三党体制」——「組織政党」構想の実現と中絶

序 「ミリタンの共和国」——第四共和制という政治プロジェクト

レジスタンスの戦後構想は、党派対立のない共和制の再建を期待していたが、失敗に終わる。その結果、「旧政党」が復活し、第三共和制と大差のない議会制の復活が現実となった。一九四四—四五年のSFIOとMRP両党の指導者たちは、「組織政党」とミリタン主義を導入することによって、国民世論の前に信用を失った議会体制と政党に正統性を取り戻そうとしていたのである(七二頁)。

一 「組織政党」による議会体制刷新構想

ブルムの考えに見られたように、「解放前後の社会党指導者は、イギリスや北欧の議会体制をモデルに、比較的少数の『組織政党』に基づく『刷新』によって、傷ついた議会体制と政党制の正統性の回復を図ろうとしていた」(七五頁)。MRP指導者の間にも、「組織政党」による議会体制の刷新の構想が共有されていた(七六頁)。結局、第四共和制とは、その初発の時点においては、政党制の抜本的改革によって、「組織された議会体制」を目指す政治プロジェクトだったということができよう(七六頁)。

二 政党組織とミリタン主義

しかし、議員の自律性の高い新しい議会制には批判も予想されたが、憲法制定者の「小数の『組織政党』構想」にSFIOとMRPはミリタン主義を接合することで、議会体制の刷新を主張できた。

三 反政党的伝統との闘い

こうした刷新には、支持する政治理論がなかった。人民主権、自由主義的議会体制という理論が正統性を有していたからである。レジスタンス勢力は組織政党には否定的であった。社会党やMRPの党内でも議員は国民や選挙区有権者を代表し答責するのであり、党員しか代表しない党執行部の統制に服するいわれはないとの主張が議員指導層を中心に力を増す(八〇頁)ことになる。

第一節 「三党体制」の連合政治と「新たな政治構造」の試み

一 連合政治のダイナミズム

「三党体制」下では、『組織政党』が規律なき議員団型会派を圧倒し、本会議での『多数派現象』、即ち、議員(集団)の自律性を前提とする流動的な多数派形成の論理が大勢に影響を与える余地はなかった(八五頁)。「旧政治勢力の間では、PRLのような『組織政党』モデルと、RGRのような『星雲型』の議員集団モデルと拮抗していたと言える(八六頁)。「四七年五月の共産党下野によって急進党より右の勢力の支持が多数派維持に不可決になると、連合形成に『多数派現象』が復活し、旧政治勢力内部における二つの政党モデル間のバランスはRGR側に大きく振れることになった(八六頁)。各党に「割り振られた」閣僚ポストはあたかも党の占有物となった。

二 「新たな政治構造」とその崩壊

しかし、これは思わぬ副産物生むことになって、一種の「擬似政権交代」を可能となった(八七頁)。

「三党体制」下の争点管理は機能しなかった。さらに、四六年末以降はMRPの反対で三党のみの連合定式は成立しえなくなった(九〇頁)。「三党体制」を以後の時期から区別する最大の特質は、三党が基幹産業国有化などの『構造改革』の成果を利用して、国家機構のもつ資源を党派的に利用することで、自らの党組織の培養・強化を図った(九〇頁)ことである。「三党体制」下

のフランスは、こうしたシステムに向かうかどうかの岐路に立っていた。三党が大臣ポストを握った省庁やその権限に属する公的機関を党派的人事などによって「植民地化」していけば、政党組織が国家機構と社会双方に浸透する「新たな政治構造」が作り出される展望が開かれていた(九〇頁)。

三党連合は、国有化企業や行政機関などの「勢力圏」化を通じて、党组织を拡大するための「カルテル」という側面をもっていた(九二頁)。実際、「レジスタンス」三党と、急進党・モデレなど旧政治勢力の対立が最も厳しかったのは、急進党・モデレ系新聞の発行禁止とその資産の接收、三党系の新しい新聞社への割り当てを巡ってであった(九二頁)。「三党体制」崩壊の要因は、四七年五月の共産党の下野ではなく、同年九月に、共産党が「勢力圏」戦略を放棄したことに求められなければならない、と著者は主張する(九二頁)。

第二節 SFIO — 「政権党」構想の挫折と党内多数派の再編

解放後、社会主義、キリスト教民主主義、いずれの陣営でも、組織政党の「勢力範囲」内部での再編が試みられた。両党の指導部は、新たな組織構造の実現を目指して組織政策を展開した。広汎な組織化を達成することで、国民の意志を議会・政権に反映させることが目標だった。しかし、ひとたび連合政権参加の現実に直面すると、党指導部は連合政権参加において組織政策の変更を迫られ、党组织構造も変質していった(九九—一〇〇頁)。

一 D・マイエル執行部と「政権党」構想

SFIOの場合、モレを旗頭とする左派連合がD・マイエル執行部を倒した一九四六年八月の「クーデタ」のために、解放後の党内過程は早くから綿密な分析の対象となってきた。この時期の党内過程は、単なる党ドクトリンを巡る左右対決だけでなく、党组织改革や連合戦略を巡る対立が重複交叉している(一一〇頁)。「党執行部の組織政策の展開を分析することで、連合政治の制約

を受けながらも、党下部組織の不満に対処しようとした執行部が、自ら袋小路に入り込んでいく過程」(一〇〇頁)を明らかにすることがこの項の狙いとなっている。

(1) 議会体制刷新構造と党組織改革

一九四四年秋、国土の完全解放を控えて、地下組織CASを率いたD・マイエル書記長らは、SFIOの再建に乗り出した。その際、一九四〇年の党の「崩壊」(フォールラ「反戦派」とブルムら対独強硬派の分裂と、前者のヴィシー政権への「協力」)を招いた戦前の党組織のあり方を厳しく批判した包括的な代替案を実施に移した。この組織再編構想は「政権党」を目指すものであり、SFIOは第三共和制では周縁に位置していたが、第四共和制は事実上党の最高指導者たちが創設した体制と言える。人民戦線の政権参加がミリタンの下からの異議申し立てによって揺らいだことの反省から、今度は中央集権化を通じて指導部の自立性の強化、つまり下からの統制、ミリタン主義の制限を意図した。「D・マイエル執行部の党組織再編は、議会体制全体の刷新構想に結合し、その実現を支えるものだったといえる」(一〇二頁)。それらは以下の三点にわたる。

① 戦前の党の特徴であった「組織された派閥」の禁止。独自の新聞と組織網を持つ派閥の存在こそが「ミリタンの間の不和と対立」「党の無力」の根本的原因だったからである。

② 分権的構造を中央集権化する一連の措置が取られた。戦前は大会間の党の路線決定などの権限をCAP(常任管理委員会)と全国評議会(各県連一名の代表、三ヶ月に一回召集)が分有していたのに対して、暫定的に全国評議会を廃止し、全ての権限をCAPに代わる指導委員会に集中した。さらに、党大会代議員に対する命令委任の禁止した。これは党指導部が直接代議員に影響力を行使し、指導部に有利な決定を引き出す余地を産むことを意味した。この改革は県連の自律性の制限、とりわけ県連書記の権限と影響力の削減することになる。

③ 戦間期のCAPでは議員メンバーが三三人中一二人に制限されていたのに対し、新設の指導委員会にはこの制限はなかった。党執行部と議員団の二つの軸の分立の解消が意図された。四五年の指導委員会は三一人のうち二〇人が議員となった。党指導

部が、下部組織の統制から一定の自律性を維持しつつ議会体制運営の柱となった。

しかし、党地方幹部の激しい反発があった。四六年八月までD・マイエル執行部を支え続けるノール県連までが、指導委員会への過度の権限の集中を批判した(一〇二頁)ほどである。

(2) レジスタンス勢力への「開放」

もう一つの党改革構想は党の「開放」*ouverture*、すなわち従来の支持基盤以外への拡大、党員層の刷新である。最初に「開放」政策の対象となったのはMLN(国民解放運動)(四五年六月他の二つのレジスタンス組織との合併でUDSR(レジスタンス民主社会主義同盟)に改組)が代表する非共産左翼のレジスタンス勢力(一〇三頁)であった。しかし地方県連では、党の伝統と無縁なレジスタンス勢力の入党を歓迎しなかった。党執行部と地方幹部の間の緊張がおこり、結局、戦前に離党した諸派の再結集は進んだが、党外からの入党は小規模となった。党組織の刷新・若返りは失敗した。レジスタンス世代と戦前のミリタンとの心性の差異が存在した。「逆に『開放』政策は、戦前米のドクトリンに忠実な党(最)左派の執行部への敵意を決定的なものとした」(一〇四頁)。最左派にとって、レジスタンス勢力への「開放」は、イデオロギーの稀釈化を通じて「党本来の相貌」を損ない、党のブルジョワ化、「急進党化」を図るものと映った。四五年半ば以降、最左派を中心に社共提携の強化を目指す動きが勢いを増した。「開放」への反発を通じて党組織理念を巡る対立に発展した(一〇四頁)。

二 政権連合と党組織政策——四六年八月への道

D・マイエル執行部の組織改革は成果を挙げないうちに四五年末を迎え、結局伝統的な組織原則と権威パターンを引きずったまま「三党体制」下の政権参加・連合政権維持の試練に直面することになった。組織改革は、様々な勢力の反発を党内に生み、政権参加の負荷がこれらの勢力を増強しかつ結合させていく(一〇四頁)。

(1) 三党連合の負荷

モレ率いる左派反対派は「イデオロギー的立て直し」redressement ideologique を唱え、四五年大会以後、県連書記会議や特別大会で得票を増す。党内危機の最大の原因は連合政権参加の負荷にある。

① ミリタン層は右翼政党と見做されていたMRPと連合政権を組むことに強烈なイデオロギー的反発を示した。「労働者政党」への回帰、社共提携の強化の強まりは「反動」「教権派」との提携を続けることへの不満に源があった。

② 三党連合政権の不人気、とくに食糧難と物価高騰に対する無策への批判・不満も、党内で指導部批判や左派の原則論への支持を増加させた。四六年六月の政権交代までは、首班と経済閣僚を出すSFI Oが批判の矢面に立った。

このような党組織の危機に対しての党指導部の対応したのか。争点管理について言えば、三党体制の維持を優先せざるをえなかったため、党組織内部の緊張を高めた。D・マイエル執行部は、ライシテ争点の抑制化、憲法争点（大統領制、二院制、執行権強化など）の対立の非顕在化に努めた。しかし、党指導部がこれらの基軸争点を極力隠蔽したことは反発を招いた。その結果モレらの主張への支持を増大した。党が「三党体制」の支柱となったため、連合政権参加と党組織の間の矛盾・摩擦は全て党組織の側に押し付けられた。党内の不満を緩和するには、党執行部は組織政策に頼らざるをえない（一〇六頁）。

(2) 政党間競合と党組織の「近代化」

四五年後半からD・マイエル執行部が展開した宣伝・組織化などの組織政策は、革新的で中央集権的性格が強く、逆に党内、特に県連幹部層の反発を強めた。党組織の「近代化」を目指すマイエルの組織政策の背景に、相次ぐ選挙での敗北があった。四五年十月の制憲議会選挙における第三党という結果は「半分は敗北」であった。MRPと共産党の強力な競合を前に、両党に倣った党組織・宣伝活動の「近代化」・再編が不可欠という認識を強めた。四五年九月の県議会選挙（小選挙区二回投票制）の伸び悩みによって、地方組織幹部や議員が党執行部の責任を追及、左派反対派がこれに乗ずる構えを見せた。

マイエル執行部の四六年年頭の目標は、農民・青年・女性・知識人などこれまで党への支持が薄かった階層への宣伝・組織化の強化であった。最も重視したのは農民である（一〇八頁）。しかし、こうした「新顧客」開拓の方針に地方組織幹部は冷淡だった。

「労働者第一」主義は党中央の指示に反発した。

第二の組織政策は、共産党の「工場細胞」に倣ったGSE（社会党企業グループ）の設置・強化である。GSEとは、戦間期の党の労働者組織「社会党友の会」の再建ともいえ、党再建と同時に設置され、四五年大会で正式に承認されたものである。GSEは他党との競合に勝つための党組織・宣伝の「近代化」政策の中核であった。党と労組との関係の緊密化、CGT内部での影響力の強化が求められていた。

しかし、GSEは党と「勢力範囲」の間の関係を根本的に再編するものであり、「組合との間の伝統的な相互自律の原則を侵犯」(二〇九頁)し、同時に「同時に従来地区―県連という地域的な党組織の枠組をバイパスしその競合者となる可能性」(二〇九頁)を持っていた。事実GSEは県連幹部の逡巡または敵意に遭う。

(3) 地方組織幹部の叛乱と「党内民主主義」

組織政策の内容自体が地方組織幹部の既得権を害するものであった。また、D・マイエルがとった指導の手法も彼らの反感を煽った。その結果、四六年二月三日の県連書記会議でマイエルと執行部に対する糾弾が噴出した。モレが左派反対派の旗頭としての地位を確立したのはこの会議であったが、それは彼が県連書記層の「党内民主主義の回復」要求と指導委員会批判を体現したからである。モレは大会等への県連代議員に対する命令委任制の復活と、指導委員会に対する全国評議会の優位を明確化した(一一〇頁)。

党の中央集権化を一部撤回して譲歩した結果、地方幹部の叛乱は一旦沈静化、左派反対派の追及も緩んだ。しかし、六月の総選挙での党の敗北がマイエルの致命傷となった。左派反対派は八月の党大会での執行部打倒へと突き進む。四六年前半の党内過程におけるモレの勝利は、「党内民主主義の回復」をシンボルに掲げ、ミリタン主義に基づく雑多な不満を結集しえたことが最大の要因となった(一一一頁)。

(4) モレの消極的多数派

「近代化」を求めるのはマイエル執行部だけではなかった。もともと熱心な推進者は、地方組織幹部の中にこそいた。右派の大県連は、最初モレらの極左主義に反対して執行部を支持してきたが、六月総選挙の敗北を見て離反し、これが執行部にとって致命傷となった(一一二頁)。

八月の党大会における「モレの勝利は、マイエルが依拠していた多数派に代わる安定的な党内基盤を生み出しはしなかった」(一二三頁)。左派反対派の支持を増やしたのは、相次ぐ党の政策的妥協や選挙での敗北を飲み込まれ続けてきた組織末端のミリタンのやる方ない不満だった(一一四頁)。

三 モレ左派連合の崩壊

一九四六年八月大会後の党中央は先鋭な対立の中にあつた。党内外でモレ執行部を待ち受けていた課題は極めて困難なものであつた。第一に、四六年十一月の第一回国民議会選挙(総選挙)が示したように、執行部交代後も、党勢の凋落には歯止めがかからなかつた(一一四頁)。第二に、モレはその党組織理念に関わりなく、SFIO書記長として「三党体制」を維持すべく連合政治運営を切り盛りしなければならなかつた(一一四頁)。

(1) モレ執行部の組織政策

モレの消極的多数派は雑多な勢力からなつていた。四七年前半までのモレの組織政策は「労働者(階級)政党」、『労働者第一主義』とでも呼ぶべき党理念に従つていた。マイエルら旧執行部派と敵対して、モレ執行部は、第一に、党の労働者基盤強化としてGSEの組織化が重点的に強化され、JS(社会主義青年団)に対する統制と監視を強化した。第二に、党の宣伝活動の強化・再編が指示された。「このようにモレ新執行部は、旧執行部の党の『開放』路線に対して労働者第一主義を対置させた反面、中央集権化しつつ動員強化を目指す点ではマイエルの組織政策を継承していた」(一一六―一一七頁)。

(2) GSEと党組織再編構想

『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」一九四四―一九五二年』 二五五(八七一)

「反面、D・マイエルの進めた中央集権化を継承することは、四六年大会の際にモレを支持した組織軸上の伝統派——左右を問わず——の支持を失うことを意味する」(一一七頁)。モレ執行部の党組織再建構想は労働者第一主義と集権化の組合せを突き進めたものであった。全党員に所属産業のGSEへの加盟を義務化して、GSEは「党の指導機関から発する指令を規律正しく実施するための手段」(一一八頁)とされた。「結局、改組案はモレの党内基盤を揺るがすことになった」(一一八頁)。

(3) JS全国執行部の解散とデシエゼル副書記長の辞任

「四七年前半、モレらが追及した組織政策は、執行部の党内での孤立を招いただけではなく、連合政権の動揺を増幅し、共産党の下野、三党連合の崩壊の一因となるに至る」(一一九頁)。「ブルムの実験」の挫折後、賃金・物価凍結政策を巡る共産党と他の二党の対立が激化したのに加えて、四六年末のインドシナで開戦以来、植民地統治政策を巡っても共産党は政権への不満を高めていた(一二〇頁)。

「ブルム実験」(強制的物価引下げ)の失敗と実質購買力の低下、食糧供給(食肉・小麦)の逼迫などの責任を真っ先に問われたのは、首相と社会党自身である(一二〇頁)。GSEとJSは党内に鬱積する連合政権参加への不満を吸い上げるパイプの役割を果たすことになった。GSEとJSも党外組織との接触が多かったため、規律違反への誘引は大きかった。GSEとJSが山猫ストを引き起こしたことは共産党下野の直接的引き金となった(一二二頁)。党の規律の回復を優先する指導委員会多数派(マイエルら含む)と、労働者層の支持回復の先兵としてのGSEとJSを擁護する最左派(デシエゼル)との激しい対立があった。モレは基本的に最左派の主張を支持していたが、党内対立の抑制に手を尽くした(一二三頁)。数日後、JSが党指導部を批判しトロツキストとの連帯を表明したため、モレはJS全国執行部の解散に踏み切らざるをえなくなった。デシエゼルが一週間後副書記長を辞任した(一二二頁)。以後、JSとGSEに対する監視・統制の強化することによって動員重視から統制強化優先へとモレ執行部の組織政策の転換がなされる(一二三頁)。

四 共産党との乖離と党内多数派の再編

モレ執行部は、四六年夏の「クーデタ」を支えた左派・最左派連合自体が、モレのとった組織政策の結果、四七年春までにほぼ解体状態に陥った。このモレの窮地を救ったのは、四七年五月の共産党下野に伴う党内対立軸の転換であった（一二四頁）。

(1) 党内左右対立と連合戦略

四六年八月の大会決議により休眠状態であった「社共協調委員会」が公式に葬り去られた。党内の親共産党派は周縁化されつつあった（一二四―一二五頁）。モレにとって、共産党との提携関係の維持は、四六年後半、党が労働者層の組織基盤を回復するための手段にすぎなくなっていた（一二五頁）。

(2) 指導委員会——議員団対立の浮上

四七年五月以降のモレ執行部の下野要求、ラマディエ政権に対する攻撃は、共産党を巡る左右対立ではなく、党組織・ミリタンの意志を代表する指導委員会対議員団・閣僚、運動派對議会派という対立図式を前面に浮かび上がらせた（一二六頁）。既に四六年末から、議員団幹部（旧執行部派）・閣僚層とモレ執行部との間で緊張感が高まっていた。ブルム、オリオールの権威を背景にD・マイエルの下に統一されていた議員団と書記局・党組織という党の二つの「軸」は、モレのクーデタによって再び分裂したのである（一二六頁）。四七年五月四日、指導委員会で再度の表決の末、モレの下野論は敗れた。ストラスブール演説（四月七日）以来、ド・ゴールへの脅威感が高まっていた（一二七頁）。ラマディエ政権の経済政策への苛立ちから党の経済専門家（ガジエら）はラマディエとRGRやMRPに、倒閣か党政策路線の受け入れかを迫ろうとしたが、大統領オリオールの圧力により断念した。以後の経済政策を巡る多数派内での交渉地位は低下し、党の苦境は深まった（一二七―一二八頁）。「しかし党内では、この戦術転換によってモレ執行部はガジエらの支持を得、優位を確立した」（一二八頁）。モレは議会制の危機より党の危機を救うことが優先すると述べて、党の下野を主張した。「指導委員会の議員団・閣僚への統制権限の問題を前面に出すことによって、モレ執行部は、共産党下野で崩れた最左派中心の支持基盤を、ミリタン主義原則を軸とする運動派の結集によって置き換え、従来の劣勢を覆すこ

とに成功した。以後もミリタン主義(ないしそのレトリック)はモレの党内多数派維持の要となっていく(二二九頁)。

第三節 MRP——「運動派」の兆戦とド・ゴールとの訣別

「MRPが、『組織政党』であっただけでなく、少なくともその初期においては『ミリタン政党』ですらあったと主張することは、同時代の分析や先行研究の見解に正面から挑戦することを意味する」(一四〇頁)と著者は述べる。著者によれば、MRPが寡頭支配的であったという見解は「第三勢力期」以降、党組織の急激な衰退と同時に、党の性格や組織構造も大きく変化したことが無視されている(一四〇頁)。

一 MRPにおけるミリタン主義と組織軸

MRPが党の初発の時点で、「党」という語ではなく、「運動」と自称したことはミリタン主義の潜在力の大きさを示している。あらゆるコミュニ、職場に組織を浸透させ、「その組織全体によって、国家と人民とを結ぶ恒久的な紐帯となることを望んでいるMRP」にとって、党組織やこれを支えるミリタンは、議会活動と選挙運動に埋没する急進党などの他の「政党」とは異なるというMRPのアイデンティティ・正統性を支える根拠になっていた(一四一頁)。MRPが実践した比較的厳格な党規律も第三共和制的慣行からの訣別を宣していた。「逆に『ミリタン政党』の理念型であるSFIOとの最大の相違は、党派性に対する否定的、ないし消極的な態度である」(一四二頁)。党のすべての行動と意図は「国民」と「国家」への「奉仕」によって正統化されることになった(一四二頁)。

MRP内には、同じ党理念の下に複数の相対立する指向性があった。①党書記局(書記長コラン、副書記長ゴルテ)のみならず、地方組織の担い手となったのも多くの場合、戦間期のACJFなど出身のミリタン層であり、議会外の「運動」を指向した。②「これに対し、議員団・閣僚層では、既に戦間期のPDPで議員・幹部として活躍していたR・シューマンらが主導権を握って

いた」。彼らは、党組織・ミリタンによる統制・掣肘を嫌い、閣僚・議員団の自律性の確保に固執する傾向が強かった（一四二頁）。他にも以下の二つのサブ・グループが影響力を持った。③ キリスト教民主主義というよりは、ゴリストに属する潮流。ミリタン主義は弱い。彼らの大部分は、四七年四月のRPF（フランス人民連合）創設以後、除名・離党に至る。④ 「労働者班」(Equipes ouvrières) を中心とする「労働翼」は、社会の全階層にあまねく浸透し組織化する、という党の公式見解に反して、党は労働者層、ないし「民衆階層」の代表とならなければならない、主張した（一四三頁）。

こうした相異なる党組織理念の対立と、これに基づく組織政策の対立は、党の指導者間でも十分に認識されていた。たとえば、一九四八年十一月、前下院議員団長ルクールは、上院選挙で壊滅的打撃を受けた党の再建築を論じた書簡の中で、党内に党のあり方について一致がなく、「単なる政党」、「理念と行動の運動」（より党派的でない公民的活動の真の運動）、「すべての政党を超越した共和主義的結集」等、各々が持つ概念に従ってそれぞれ勝手な処方箋を立て、混乱を招いていることを指摘している（一四四頁）。

「MRPの政権参加が党組織への負荷を高め、その急激な衰退を招くにつれ、運動派と議会派の間の対立は先鋭化する」（一四四頁）。殆どの先行研究では、指導部の議会での妥協に対する運動派の異議申し立ては、左右軸上の左派と同一視され、組織軸の重要性は無視されてきた（一四四頁）。だが、議事録を通して党内過程を辿っていけば、すでにアメリカの政治学者サアダが指摘しているように、五〇年代半ばに至るまで、党の初発の理念・原則を保持するミリタンの「運動」が、権力への参加により寡頭的傾向を強めた議員団幹部・閣僚層の「党」に対して幾度となく挑戦を繰り返していたことが明らかになる（一四五頁）と著者は言う。「四六年末以降、政権参加にミリタンが反発し党員数が減少し始めると、書記局や執行委員会の運動派は、議員団や閣僚への統制や『運動』の自律性の強化を目指して攻勢に移る」（一四六頁）。

二 「三党体制」の開始と党内危機——第一次制憲議会の決裂

M R Pは、四五年十月の総選挙で予想外の勝利を挙げてゲ副首相らの閣僚をド・ゴール政権に送り込み、さらにド・ゴール退陣後は、政権を支える三大政党の一角を占めるに至った。その結果、M R Pは政権参加と党組織の間の本格的な矛盾・摩擦を経験することになる(一四六頁)。

「三党体制」への参加継続は党内に様々な不満を引き起こした。「反共主義、特に共産党の『勢力圏』形成への反発も強かったが、政権参加への不満の主たる原因は、第一に憲法草案作成における党の譲歩にあった」(一四七頁)。党右派を中心とする議員団・ミリタンの憤激を買ったのは、「人権宣言」に「教育の自由」条項を入れないという妥協だった。M R Pにもっとも負荷をもたらししたのはライシテ争点における妥協だった(一四七頁)。議員団幹部・閣僚層は、ライシテを非争点化した上で、憲法(統治機構)や国有化等、社会党との政策距離の小さい争点で妥協を達成せねばならなかった。しかし、S F I Oがライシテに関しては、非妥協的であり、M R P右派の要求と両立させるのは困難であった。M・シューマンはこの点を鋭くつけて議員団幹部の妥協を攻撃した。ライシテ問題を憲法から切り離して非争点化しようとする議員団幹部・閣僚層の方針が、全国評議会のミリタン代議員によって斥けられたことは明らかであり、事実、コスト・フロレ提出の憲法に関する動議は、「教育の自由」の擁護を議員団に委任するとの文言が付託された上で採択された。M・シューマンの造反、党指導部の中の亀裂が議員団幹部の望む争点管理を阻む結果となった(一四八頁)。

全国評議会後直ちに、議員団幹部はまず、左派が批判していた国有化に関する消極的な路線を転換した。こうして議員団左派の支援を確保した上で、憲法委員会で「教育の自由」について社共からの若干の言質を取り付けて、学校問題での批判勢力を切り崩し、何とか全国評議会前の社会党との妥協を再度党に受け入れさせようと試みた(一四九頁)。議員団幹部は、社会党との合意による憲法作成を犠牲にすることで、右派の政権参加批判をかわそうとする。しかし、M・シューマンが憲法草案反対の号令をかけ、党は社共作成の憲法草案に反対票を投票することを決定する。ド・マントンは、政権問題と憲法との切り離しを議員団に受け入

れさせ、「三党体制」の継続を確保するのが精一杯だった（二五〇頁）。

三 初期の党組織政策——政権への依存から自律へ

党内過程の基調となったのは、ミリタン主義をめぐる対立ではなく、議員団幹部・閣僚の連合政治運営に議員団内部の左右の反対派が挑戦するという構図である（二五一頁）。四六年前半までは、党組織は建設途上にあつたため、書記局などの運動派も、選挙優先の組織作りがミリタンにもたらす悪影響（「選挙主義」）や、幹部ミリタンの不足など新規入党者を受け入れる枠作りの遅れを危惧することはあつても、党の政権参加が党組織建設を阻害しているという認識・問題設定は極めて稀であつた。逆に、この時期、党組織建設自体が政権に依存する形になつていたのが現実である（二五二頁）。

四六年六月、第二回制憲議会選挙でMRPの勝利（第一党）によりビドーが政権に就くと、この「運動」政権・党閣僚への一体化は頂点に達した。書記長コランの首相府長官 *Secrétaire d'Etat à la Présidence du Conseil* 就任はその象徴である（二五三頁）。

社共で作成した第一次憲法草案の国民投票での否決、総選挙でのMRPの勝利によって、三党間の中心争点はライシテ、憲法から賃金・物価へと移行し、SFIOは連合の軸足を共産党からMRPに移した。ライシテ問題では結局、三月初めの時点の合意とほぼ同じ、非争点化による解決が図られたが、憲法の統治機構面でのSFIOの大幅な譲歩がこれを埋め合わせた。「教育の自由」の貫徹を求めたMRP党内の右派も、選挙で既に十分な果実を手にしていたこともあり、妥協に不満を漏らすだけでもはや強い反対には出なかつた（二五三頁）。

総選挙後の七月の全国評議会では、党組織を挙げて政権の第一の課題である賃金・物価問題の解決にあたる決意が表明された。八月にコランが書いた覚え書は「大衆運動としてのMRPの側面は具体化されねばならない」と述べ、「運動」の側が政権に一体化することでこそ党組織の十全の発展が望めうるとの考えを示した（二五三頁）。

しかし、MRPの経済政策は挫折し、MRPは、社共両党は勿論、世論から厳しい批判を浴びせられ、党内からは左派を中心に政権、特に経済政策を担当していることへの負担感が高まった。書記局の政権への一体化への賭けは敗れ、沈み行く政権を離れて独自に党組織強化の戦力を練らなければならなくなった(一五四頁)。

ビドー政権の挫折に加え、四六年六月のバイユー Bayeux 演説以降、ド・ゴールとの亀裂が覆い難くなったことも、書記局が独自に積極的な組織政策に乗り出すもう一つの契機となった(一五四頁)。

今やMRP指導部はド・ゴールに代わる宣伝・動員の機軸となる理念・シンボルを必要とし、副書記長ゴルテを中心に党ドクトリン作りが提起された。それまで、MRPには明確なドクトリンはなかったのである(一五五頁)。

MRPは「キリスト教民主主義」を名乗らず、綱領からも原則として宗派性、キリスト教精神への依拠を排除していた。ゴルテやコランが認めるように、党が急激な勝利を得たのは「伝統的精神」すなわちカトリシズムと、刷新的な「手法」*methodes*、「スタイル」の組み合わせによるものだった。前者を押し立てることが禁じられている以上、「政治習慣の刷新」「党でなく運動」という側面を宣伝・組織化の軸とせざるを得なかった(一五六頁)。

四 運動派の攻勢——党組織強化と政策調整統合機構の試み

MRP書記局は四六年秋以降、これまでの党組織の選挙への埋没を批判し、精力的に党組織の再編強化を進めていく。「運動」側が組織基盤を強化した上で、政権や議員団幹部・閣僚層に対して自律性、さらには統制力を勝ち取ろうとした(一五六頁)。

副書記長ゴルテは書記長コランに「準備ノート」を、四六年十一月、提出した。それによれば、第一は、「運動」組織自体の強化、即ち「国民 *pays* への根付き」、「大衆・国家機関への浸透」(とくに「労働者班」の組織強化を中心とする「大衆行動」)、「ミリタン養成」である。第二は「議会・政権における実効性」であり、党組織と議員団・閣僚との調整の強化、更に党組織による統制の実効化であった(一五七頁)。書記局はこれらを実行に移していく。ゴルテ「準備ノート」の構想は、党、議員団、閣僚がそ

れぞれ備えていた政策研究作成機関を、書記局傘下の「研究部」Bureau d'Etudeの下に統合する、具体的には、議員団の「部会」atelierや大臣官房の事務局を書記局研究部の常任書記が兼任することによって、議員団・党閣僚の政策路線を書記局研究部の定める党の「政権行動綱領」に準拠したものにしていくシステムであった（一五八頁）。

四六年十一月総選挙での敗北後、党組織は以前以上の政権参加の負荷を受けることになり、MRPの党組織が急激な崩壊に転ずるのはこの時期である。末端ミリタンの突き上げによって、四七年二月以降、書記局は議員団と閣僚への統制を実行させるための機構改革に乗り出してゆく（一六〇頁）。書記局は大規模な規約改正に成功した。第一に、執行委員会の改組。第二に、「常任代表団」Délegation Permanenteの設置である。これらはミリタン主義による議員団幹部・閣僚層への統制強化を意味した（一六〇頁）。

四七年五月、ゴルテの「準備ノート」に展開された党組織再編構想が執行委員会に提起された。ただし、議員団・閣僚統制という点では、十一月の構成より若干後退していた。まず、書記局の調整・権限の明確化。次に、議員団「部会」等を廃止し、書記局の研究部を改組したSPEA（常任研究行動班）に統合・一本化すること。議員団幹部の一斉反対があったが、結局、この大胆な改革案は曲りなりに承認される。だが、SPEAは機能しなかった（一六二頁）。

第四節 「新たな政治構造」の挫折——SNEPと党新聞網の構築

一 「勢力圏」としての党系新聞網

党組織の拡大・新規入党者の固定化に心を砕いていた解放期の三「組織政党」の指導者にとって、党新聞網の構築はその不可欠手段であった。いわば党系紙・シンパ紙が、党組織基盤の弱いフランスの「組織政党」にとって、党組織建設や選挙運動の第一の武器だったのである（一二二頁）。臨時政府が解放後直ちに占領下で発行を続けた新聞は原則として全て発行禁止とした上で、その資産を接收し、唯一発行を許されたレジスタンス諸党派の新聞にこれを割り当てるとしたことは、新たな「組織政党」の組織建

設を強力に支援することとなった。共産党、S F I O、M R Pの新聞は恩恵を受けたからである。レジスタンスの諸党派の新聞のみ発行を認める許可制は一九四七年二月まで続き、著しく不足していた新聞用紙の割り当て制とあいまって、この間、三党系の新聞網に半ば独占的地位を認めつづけたことになった。四六年五月十一日法はS N E P (全国新聞企業協会) を設立し、接收資産の引き受け・割り当て機関とした。これは資産を引き継いだ三党系の新設新聞社の保護が意図されていた(一七三頁)。

戦前、新聞広告の仲介を牛耳ったアヴァンス・プレスは事実上国営化され、広告の配分・条件設定も党派の介入の対象となった。国家の統制権限によって幾重にも守られた三党の新聞網は、旧政治勢力に対する三党の優位を固定化する「要塞」として姿を現していたのである。四六年五月十一日法の提案・成立を推進したド・フェールをはじめ、この体制の構築に最も熱心であったのはS F I Oである(一七四頁)。しかし、各党が新聞網構築に流用できた資金は極めて限られたものだった。S N E Pは、国家から追加的な資金援助を受けられず、四七年以降は国有化企業の経営合理化運動の影響も受け、財政が逼迫していた。このことが社会党とM R Pの党系新聞網の命運を二重に規定した(一七五頁)。

共産党は同様の手口でこの体制の最大の受益者となっており、党を挙げて社会党を支持した。M R Pは、内部分裂を抱え微妙な立場をとった。ゲ、ビドーは社会党のイニシアティブを強く支持した。M R P党内には国家機構の党派化に批判的な潮流も強く、党議員団幹部・閣僚層は現実には「勢力圏」化を進めながらも、党内でこれを積極的に認めることには稀であった(一七五頁)。四七年一月の急進党の入閣により、三党の新聞網の優位は危機に曝される。結局この後、四七年秋、M R Pが共産党と最終的に決裂し、その「勢力圏」を破壊する戦略に転じることで、三党の新聞支配体制も他の「勢力圏」同様、解体に向かった。「第三勢力」運動においては、急進党の支持が必要で、妥協が必要であったためである(一七六頁)。

二 党新聞網の構築

社会党、M R Pの党系新聞網の崩壊や経営難は、国家統制の解体のみならず、急速な党組織の崩壊によって講読者層を失ったこ

とにある。しかし、党系新聞網の消滅が逆に、党員の減少を促進した側面もあることを見落としてはならない（一七七頁）。

党組織構造の集権化を目指した社会党のD・マイエル執行部は、新聞についても、すでに解放直後から党系紙の統合を試みている。しかし、四五年十二月七日の党系紙責任者会議で、地方紙編集長は指導部の案を退ける。この件を皮切りに、書記局が目指す『ポピュレール』を軸とする全国的新聞網の構築は、党系地方紙の介入への抵抗、自律性への固執に悩まされ続けた（一七八頁）。党中央に資金力も指導力も期待できない中で、党新聞網の崩壊を留める術はなかった。五〇年代初めの段階でノール県連などを除いて、党機関紙・系列紙はほぼ消滅した（一七九頁）。

『ロープ』社長であるゲがビドー、P・H・テトジャン、コランら党最高首脳から、MRP系の全新聞の統合を依頼され、その権限を付与されたのは四四年十月末であった。強固に制度化された分権的構造を継承したSFIOに比べて、未だ党組織構造の輪郭が定まっていない解放直後のMRPは党中央の統制力を県連に押し付けることも可能性としては大きく、資金も豊富であった。しかし、ゲは中央―地方間の対立を克服できなかった。抗争の原因は、集権化を嫌う地方紙側の態度である（一八〇―一八一頁）。MRP系新聞社は二つの異なった運命を辿る。まず、広義のカトリック系の大部分のシンパ紙は、MRPを離れ、戦前同盟関係にあったモデレヤ、ゴリストへと陣営を切り替えていった。他方、党の機関紙・系列紙は、破産・消滅もしくはモデレによる乗り取り、吸収の運命を辿った。その原因は、新設党系紙の乱立と党派的・政治的な編集方針である（一八一頁）。

解放期の社会党で新聞網構築を阻んだのは、戦前から継承され、解放後、再生産された分権的な党組織構造であり、MRPの場合、これに加え、党中央の指導力の欠如が決定的であった。そして、その後の党系地方紙の統合再編を阻み、その消滅を許したのには、党中央の資源、とくに資金力の不足だった。政党が利用可能な国家機構の資源の不十分さに政党の組織構造の問題が結合して、社会党、MRPは、解放期の党組織の拡大を固定化できずに終わったのである（一八二―一八三頁）。

第二章 「組織された第三勢力」運動——「組織政党」構想の再生

著者によれば、「第三勢力」はこれまで、共産党とゴリストRPFの両反体制勢力の挟撃にあった社会党、MRPなど中道諸派が、議会共和制を守るために強いられて消極的多数派を形成したものと捉えられ、無原則な議会内会派の合従連衡というイメージを与えられてきた。憲法制定者の「幻想」は終焉し、第三共和制の議会体制のイモビリズム、「代議士の共和国」が復活したと論評されるのが常であった。しかし、「第三勢力」は一九四七年末（四七年五月ではない）の初発の時点においては、単なる消極的な院内連合ではなかった（一八七頁）、と著者は言う。

まず、議会・政権レベルでは、社会党SFIO、MRPなど各執行部からなる「第三勢力執行本部」Bureau Exécutif de la Troisième Forceが「第三勢力」共通の政策綱領を作成し、政権を規律・運営していくことを目指していた。また、党組織県・コミューン毎に各党の地方支部からなる「第三勢力委員会」comité Troisième Forceを設置し、全国に「第三勢力」の組織網を構築しようとした。一言で言えば、この「組織された第三勢力」は、共産党の離脱で綻びかけた「組織政党」支配の体制を再建することを目指す構想であった（一八七頁）。

第一節 「第三勢力」の選択と組織戦略

一九四七年十月中旬、共産党・CGTのストがパリなどの交通を麻痺させる中で始まったコミューン選挙は、二六日の第二回投票の結果、RPFが大都市部を中心に圧勝し、ド・ゴールは「諸政党は合わせても国民のごく少数しか代表していない」と国民議会（下院）に解散要求を突きつけた。社会党が共産党と、MRPがド・ゴールと、各々最終的に決裂し、「第三勢力」運動に党と共和制の命運を委ねる決断を下したのはまさにこの政治的危機の最中のことだった（一八八頁）と著者は言う。共産党、RPFとの決裂は、社会党、MRPにとってこれまでの組織化・動員の戦略の根本的転換を意味する。社会党にとって共産党を敵とすることは

「労働者階級」との断絶を受け容れるに等しく、MRPにとってゴリストを除名することは、ド・ゴールへの忠誠という解放以来のシンボルを最終的に放棄することだったからである（一八八頁）。

一 SFIO——共産党との対決と政権への賭け

四七年十月、社会党の最大の関心事は、何よりもまず、RPFの「ネオファシスト」の脅威にどう対抗するかであった（一八八頁）。

(1) 共産党との対決から反転攻勢へ

十月十六日のブルム演説ではすでに、共産党をも敵とし二正面闘争を戦う、という後の「第三勢力」のモチーフが明らかだった。これに対して二二日の指導委員会でモレは、社会党が率いる「共和主義運動」は「共産党の支持」を得なければならぬと主張した。「共産党に囲い込まれた労働者大衆」の支持がなければ、労働者政党の実質を失ってしまうという組織戦略の問題と直結していたからである（一八九頁）。

この対立は、コムン選挙第二回投票後もCGTのストは止まず、パリでのデモが暴動に発展するなど、接触再開のための前提条件が不足のため、自然解消した。モレも共産党との対決に同調せざるをえなかった。二七日、MRP、急進党と「自由労組」（非共産系）に対して結集を呼びかける指導者委員会声明が出された。共産党中央委員会がコミンフォルム決定を受けて政権参加戦略を自己批判し、体制との全面对決を宣明したのはその翌々日であった（一八九頁）。共産党との敵対による党組織への打撃は、「第三勢力」が「労働者大衆」を擁護運動となることで埋め合わされる、という期待が、今や左派運動派をして「第三勢力」へと踏み切らせたといえよう（一八九—一九〇頁）と著者は述べる。既にフェラは二二日の指導委員会で「議会での第三勢力」と「民衆的結集」という二つの「第三勢力」のあり方を区別し、後者こそ党主導の運動が目指すべき目標と主張した。以後、SFIOの左派・運動派はこの立場に固執し続ける。共産党攻撃が労働者階級への裏切りと見做されないためには、そして党にミリタンや支

持者を引き留めるためには、「第三勢力」は党の動員を強化する好機だった(一九〇頁)。

(2) 賃金・物価政策批判とラマディエ政権の打倒

社会党内で書記局や左派・運動派が「第三勢力」を推進したのは、RPFの脅威から共和制を防衛するだけでなく、党が大衆基盤を取り戻すためでもあった。党組織はこの時期を境に急速に崩壊に転じていた。党内には、党組織が今経験している危機は経済情勢によるものだとの認識が一般的だった。ラマディエ政権のデフレ政策の失敗が党内の危機を生み出したとして、十二月十六日十七日の全国評議会では、県連幹部も口々に購買力問題の解決を訴えた(一九〇頁)。

ラマディエ政権はその後、物価・物資供給のいずれにも国家統制を徹底できず、逆に、MRP、急進黨などの要求に押されて統制解除・自由化をなし崩し的に進めた。それならば、と指導委員会多数派は再度総辞職を迫ったが、議員団はこれに従わず政権は信任され、ラマディエは議会演説で、今後は党の定めたデイリジスムの政策路線の有効性を信ずると約束すると、再度ラマディエ政権に猶予を与えることに同意し、再び期待を裏切られた。指導委員会の運動派が、下野か政権残留かを巡って、議員団幹部・閣僚層と膠着状態に陥っている間も、党下部組織の「重大な危機」(モレ)は進行する。書記局・運動派にとって「第三勢力」運動へのコミットは、この袋小路を突破するための戦略転換であった。「第三勢力」政権が新たな経済政策の実施で購買力の回復に成功すれば、党は組織の崩壊を食い止め、逆に攻勢に転じることができる。モレらはここで、政権参加は負荷と捉えて下野を求め、発想を捨て、政権の権威と政策業績を最大の基盤として党組織の動員を図る戦略へと転換した(一九一頁)。

こうした運動派の期待に応えるためには「第三勢力」運動が支える政権は「強力かつ実効的な政権」でなくてはならない。「第三勢力」運動への期待が高まるほど、ラマディエ政権とその政策の「実行性の欠如」に対する党内運動派の批判は加速された(一九一―一九二頁)。「第三勢力」運動と共に党(組織)の防衛か共和制の防衛かというディレンマは消滅し、半年にわたって党内を二分した政権参加を巡る運動派と議会派の対立はいったん棚上げされた。「第三勢力」政権を樹立して新経済政策を実施することは、党と共和制を同時に防衛することになるからである。「第三勢力」結集で党内がまとまった十月二十七日以降、政権への対応を

巡る両勢力間の対立は急速に収拾された（一九二頁）。

十月二九日の接触で社会党とMRPがラマディエ倒閣で基本的に合意し、「第三勢力」運動が実質的に開始された。十一月十九日ラマディエが退陣する。賃金・物価安定化のための新たな政策「モック実験」が実施に移された（一九三頁）。

二 MRP——ド・ゴールとの曖昧な対決

四七年四月、ド・ゴールは記者会見でRPFの立ち上げを発表した。共産党下野と同じ時期に、MRPはRPFから攻撃を受ける。RPFが超党派結集の名のもとに、他党メンバーに二重加盟の呼びかけたため、コラン以下の党指導者は、党内からの同調者を極力抑えるべく、組織防衛に奔走した。そして党員のRPF加入を禁止した。八月に急進党のジャコビ Pierre Giacobbi やMRPのミシュレラド・ゴール側近によって「ゴリスト超党派会議」Intergrupe gaulliste が創設されるとM・シューマンが議員団長ルクールと協力して議長団に重ねて加入禁止を決定させた。しかし、ゴリストとの最終決裂は十一月中旬「第三勢力」運動が走り出してからであり、S F I Oと比べると緩い対応だった（一九四頁）。

党の大勢は、RPFはド・ゴール独裁を目指していると強く反発し、憲法改正を退けるなど、むしろ議会議体制へのコミットを深めた。しかし、その一方で、現憲法下でのド・ゴールの権力復帰が可能であれば拒まないといった曖昧な立場を取る指導者も少なくなかった。二八日の社会党との「第三勢力」協議を受け、二八、二九日の議員団集會では、ラマディエ政権に代えて「第三勢力」政権の樹立を目指す路線が大勢を占めた。これはMRPがド・ゴールとの闘争を決意したことを意味していたわけでは必ずしもない。大方の議員の場合、「第三勢力」を支持したのは、共産党・CGTのストに断固たる措置を取れるような「強力な政権」によって「政府の権威」が回復されることを望んだからであった。MRPの「第三勢力」参加は、議員団側の思惑に導かれ、ド・ゴール問題に決着をつけないまま走り出した。当初共産党の支持を期待しつつゴリストを主要な敵・脅威としていた社会党との思惑の違いは明らかだった。十一月上旬、MRP指導部は党内「超党派会議」グループとの妥協点の模索に全力を挙げていた。しか

し運動派左派が積極的に社会党との提携を掲げ、ド・ゴールの打倒を強く主張していた。執行委員会では運動派左派が強力である以上、党内ゴリストとの妥協が承認されるはずもなかった。十一月十二日の執行委員会で、MRP側からはド・ゴールには接触しないという決議案が採択された。ミシュレ(条件付き)、テールノワールらの除名が決定された(一九五―一九六頁)。

議員団はもとより執行委員会の多数派も、「第三勢力」運動推進派に倣って、ド・ゴールを共和制の敵と見做し、一切の関係を断つ決意を固めたわけではなかった。結局、MRPは「第三勢力」の二正面闘争にコミットしつつも、その内実は、反議会主義的 RPFとは戦うが、ド・ゴールが現行憲法を受け容れるなら共産党への反撃を優先して政権復帰を歓迎する、という極めて曖昧なものだった(一九六頁)と著者は主張する。党内で「忠誠の党」に代わるシンボルを見出し、ド・ゴールの打倒を公言できたのは、社会党との提携による「労働者階級」の動員を目指す運動派左派だけだった。MRPでは、大衆運動・議会外の「民衆的結集」という社会党多数派の構想を共有せず、「第三勢力」に期待するのは共産党に対抗する「強い政権」だけ、という勢力が優位にあったことを意味する(一九七頁)。

第二節 「第三勢力」組織化と党内過程

当初描いていた「第三勢力」委員会の設立は進まず、「第三勢力」の議会外組織化は失敗に終わった。モランは、その最大の理由として、社会党とMRPの下部組織のミリタンが、主にライシテでの対立を理由に、組織的提携を拒絶したことを挙げている。社会党運動派が「第三勢力」運動に求めていたのは、党組織の崩壊を食い止め、共産党の影響下にある「労働者階級」を党に奪回しうる強力な政権と大衆運動であり、MRPにおける「第三勢力」推進派もこの点は同様であった(一九九―二〇〇頁)。

この期待に応えるだけの大衆動員と組織化のダイナミズムが両党から生まれる可能性はあったが、その可能性を閉ざしたのはライシテに固執する下部組織の保守性ではなく、政権レベルの「第三勢力」、とくに経済政策の失敗だったことを(二〇〇頁)著者は明らかにしようとする。地方で「第三勢力」組織化が進まなかったモランによるもう一つの理由として、MRPが「第三勢力」

委員会のような組織建設より、「政府の努力を支援するために、値上げ反対闘争委員会 comité de lute contre la hausse の設立にばかり熱心だった」ことを挙げ、MRPの責任を重視した解釈を取る。MRPの政権第一主義が「組織された第三勢力」の実現を妨げ、「第三勢力」を単なる政権翼賛運動／機関に矮小化したというのである。確かにMRPの議員団は「議会での第三勢力」を優先した。党内は政権第一主義に支配されていた。「組織された第三勢力」運動によって、社会党、MRP両党は動員の強化、「勢力範囲」に対する影響力の拡大に打って出ることになるが、反面、両党間の組織的提携は各党組織の規律と自律性を危険に曝す。党組織に動員をかけつつも、規律・統制をどう確保するか、という優れて組織政策上の戦略的選択が影を落としていたのである（二〇〇—二〇一頁）。

一 MRPにおける組織戦略の対立

四八年一月二日「第三勢力」合意議定書が署名されるまで、社会党内には「第三勢力」組織化に関して異論はなかった。「第三勢力」の二つの側面のうち、議会外での大衆運動を重視するか（指導委員会多数派）、政権の維持・存続を優先するか（議員団幹部・閣僚層）という違いは、社会党ではひとまず封印されていた。反面、党左派を中心に、MRPとの妥協によってライシテや植民地政策に関する「党独自の相貌を失わせるな」という牽制の声はすでに挙がっていた（二〇一頁）。

(1) セーヌ県連と書記局

MRP側では四七年十二月、組織戦略を巡って執行委員会は激論を繰り広げた。ただし、当初、議員団幹部・閣僚層から反対は出ず、対立は、書記局、セーヌ県連を中心とする運動派（特に労働翼）、議員団左派など、「第三勢力」組織化を支持する勢力の間で展開された。MRP内でもっとも積極的に「第三勢力」組織化の推進を主張したのはアモン以下のセーヌ県連代表であった。彼らの唱える「第三勢力」は社会党運動派のものに近似している。人民戦線を念頭に、「共和制防衛」を掲げて「未組織大衆」を動員し、参加各党の組織基盤を遥かに超える大衆運動の形成を目指す。そのためには両党の組織的提携を進める必要がある。運動派

左派の牙城であったセーヌ県連にとって、SFIOとの共同行動は、何よりも社会経済政策での党や政権の右傾を食い止める最良の手段であった。労組派を中心に、解放期に挫折した「労働党」構想の復活に役立たせようとする狙いも明らかであった(二〇二頁)。パリとその近郊からなるセーヌ県は共産党の牙城であった上に、十月の Kommun 選挙では RPF がパリ市議会を席捲しており、両党県連指導部の間に危機感と「第三勢力」への期待が強かった(二〇三頁)。

こうした下からの両党の組織間連合へのうねりは、県連指導部が抵抗して「ブレーキを掛けよう」とすれば、パリの下部ミリタンは党を去るだろう(バコン)と危惧せしめるほど強いものだったのである。これに対して、書記局、特に書記長コランは、議会の外的「第三勢力」組織化は強く支持しつつも、MRP と SFIO の党組織間協力に対しては、「余り性急に軽々しくコミットすべきではない」とセーヌ県連を抑制する側に回った。コランは運動派の中では右派に属し、ライシテ争点を極めて重視する。ブルターニュや東部の諸県連ではライシテが最大の動員軸であり、社会党とは激しい対立を繰り返していた。これらの県連では、社会的にも中道・穏健派が強く、社会党との提携には警戒感を隠さなかった。労働翼やセーヌ県連への反発も小さくない。自らもブルターニュのフィニステール県を地元とするコランが、アモンらに対して「セーヌと地方を混同するな」と繰り返したのは当然である(二〇二―二〇三頁)と著者は言う。

コランは中央レベルでの「第三勢力」機関の設置や、セーヌ県連が要求した県連レベルでの「第三勢力イニシアティブ委員会」の設置にも反対した。Commun・レベルでの具体的なサービズ活動(公民的活動)の延長線上に SFIO との協力を限定すべきだといっているのである(二〇四頁)。執行委員会での対立を調停したのは副書記長ゴルテであった。双方の主張を折衷する形で、セーヌでの「イニシアティブ委員会」の設置は認めるが、その目的は R・シューマン政権が掲げる物価引下げ政策の推進に関わる具体的な行動に限定する、という定式を打ち出して執行委員会決定を得た。運動派の左右両派を妥協させただけでなく、R・シューマン政権の支持基盤強化を望み、「第三勢力を過度に進めすぎると政権を弱めることにならないか」と危惧していた議員団や党閣僚にとってもメリットがあるように計算された絶妙な定式であった(二〇四頁)。

(2) 四七年十二月全国委員会と直接加盟問題

十二月の全国委員会では、これまで「第三勢力」組織化に関する議論から離れていた議員団幹部・閣僚層が審議に復帰し、執行委員会決定の方針に強力な異議が唱えられた。中でもM・シューマンは「第三勢力」の目的に「全ての自由の防衛」という一項を追加するよう要求した。もっと右の「共和派」も含めることを求めたビドーの提案が、様々な異議を集約する形で、ピシエなど広く議員団幹部・閣僚層の広い支持を得た。運動派の間で議論されてきた、社会党との提携を軸とする「第三勢力」結集という方針自体が危機に瀕していた。アモン、バコン、ルフェールらがこれに抗議し、地方ミリタン、議員団左派も加勢した。結局、コランが仲裁に入り、「第三勢力」は社会党とMRPの連携になつてはならないというビドーらの懸念に、決議案の文面で配慮することで了解を取り付けた。購買力向上などの「具体的かつ特定の目的」に限った共同行動に限定しつつ、「第三勢力」も組織化を進めるという執行委員会の定式が承認された(二〇五頁)。

この「対決」の結果、運動派内の力関係はコランに大きく傾き、「第三勢力」組織化の形態は当初から限定を受けることになった。「第三勢力」は加盟党派とは別の独自の組織は持たず、単なる「党派間組織」となる。また中央と地方の機関の間には直接の連絡関係は認めず、指揮命令は構成党派・団体各々の組織系統を通じて行うことを求めた(二〇五―二〇六頁)。

二 「第三勢力」執行本部と「第三勢力」委員会

(1) 第三勢力執行本部の発足

合意議定書署名を受けて、四八年一月十日、「第三勢力」の中央機関「第三勢力」執行本部が発足した。しかし、執行本部は二大政党の代表が牛耳っていたわけではない。「第三勢力」の売り物としていた無党派性、未組織大衆へのアピール力という点では、発足早々、ブルデ Claude Bourdetら知識人の協力を失ったことは大きな痛手だった。大政党内の合意が形成され、政権との直接的な結合が明らかになるにつれ、「第三勢力」運動は体制政党間の「カルテル」の様相を強めた。未組織大衆結集のためには、「第

三勢力」独自の宣伝と運動の指揮に当たる新聞網が不可欠である。四八年一月の執行本部設立と同時に新聞局が設置された。しかし、三月上旬には執行本部自体が資金不足のため機能停止の危機に直面した(二〇六―二〇八頁)。

(2) 地方「第三勢力」委員会設置への抵抗

ほとんどの県には「第三勢力」委員会は存在しなかった。社会党内部からも反対論は運動派自体から出た。これらは大きく三つの潮流に分けられる。① 末端組織・ミリタンの「保守反動」「教権派」MRPに対する嫌悪感を代弁したクルトワ。② ルース、ランベールら最左派による「ライシテを軸に左指向の第三勢力」、「労働者の民主的結集」としての「第三勢力」の組織化の追求。

③ 副書記長コマンらのMRPとの組織的提携による統制・自律性の侵害の危惧。他方、同時期、MRP内部では議員団幹部・閣僚層が再び「第三勢力」組織化に異議を唱え始めていた。結局、両党内で反対論が噴出したため、「第三勢力」執行本部は三月初めまで地方レベルでの「第三勢力」組織化に関する指令を出せなかった(二〇八―二一〇頁)。

三 「値上げ反対闘争委員会」と党地方組織

(1) 「値上げ反対闘争委員会」の始動

「第三勢力」執行本部は、公式の「第三勢力」委員会設立を当面棚上げし、「値上げ反対闘争委員会」を先行させる方針を打ち出した。両党の地方組織の反発の強さを考えれば、MRPだけでなく社会党にとっても、実際にはこの路線が地方県連に対して党執行部が強要できるぎりぎりの線だった。ライシテを巡る両党組織間の遺恨の根深さを前提にすれば、いきなり公式の組織間提携に進むよりも段階的に協力関係を築く方がより現実的だった。何よりも、両党の党組織を維持・拡大し、大衆の不満を利用した両極勢力の伸張をくい止めるため、「第三勢力」運動は購買力の回復を最優先にしなければならない。ブリュテルらは「値上げ反対闘争委員会」を通じた「第三勢力」党派間の共同行動の強化に重点を移し、「第三勢力」中央の「食糧供給委員会」が政策路線とこれに基づく活動計画を明確化することを求めた(二一〇―二一二頁)。

政府の物価引下げ努力の宣伝に力を注いでいた『ロープ』で初めて読者に値下げ実現のための組織化を呼びかけた。そして、実際にMRPの労働者班が中心となって、パリ、マルセイユ、グルノーブルなどの大都市で「闘争委員会」が作られた。特筆すべきは、公式の「第三勢力」組織への参加には慎重だったFO、CFTCの労組代表が、この「値上げ反対闘争委員会」方式には積極的に支持を表明したことである。二月の経済審議会で両労組は賃金凍結と引き替えに五月末までに10%の値下げ実現を政府に要求する決議を採択させた。この決議を元に「物価高反対闘争全国委員会」を組織し、大衆運動を展開して政権の値下げ政策を積極的に支援し始めた。党派性の薄い「値上げ反対闘争委員会」への参加を通して初めて労組等は「第三勢力」運動に組織的に関与できるようになる(二二二—二二三頁)。

(2) 「値上げ反対闘争」運動と党組織の防衛——セーヌとノール

「値上げ反対闘争委員会」方式が「第三勢力」組織化の拡大に有効であり得たことは、両党間の組織的現場である下部組織の実情を検討すれば一層明らかとなる(二二三頁)、と著者は言う。党組織の防衛・再建には購買力の回復が不可欠であるとの認識は、両党の中央よりも地方末端組織のミリタンたちの中でこそ最も切実なものとなっていた。セーヌ、ノール、ブシュ・デュ・ローヌ等の県が、下からの組織化のイニシアティブが行なわれるなど「第三勢力」運動の中心になったのは偶然ではない(二二三—二二四頁)。党組織防衛のためには労働者層の購買力回復を最優先にしなければならないとの認識が徹底していたからこそ、セーヌ、ノール両県の社会党、MRP県連は、党組織の動員インセンティブであるライシテ争点を抑制してでも「第三勢力」組織化を推進したのである(二二六頁)。したがって、「第三勢力」の組織化と、社会党、MRP両党の党組織再建を失敗に終らせたのは、党下部組織の抵抗だけではない。政権の経済財政政策が肝心の購買力回復を実現できず、また議会・政権のレベルで両党間の安定した協調体制を確立することに失敗したことであった(二二六—二二七頁)と著者は主張する。

第三節 R・シューマン政権の賃金・物価政策と政権統制の試み

一九四七年五月の共産党下野以降、議員集団型の急進党やモデレの政権参加によって、議会では「多数派現象」が復活して地歩を拡げ、「三党体制」下の党執行部間の協議による政権運営は崩れた。その結果、政権・閣僚は党執行部の統制からの自律を強め、党の路線との政策的乖離も甚だしくなった。「組織された第三勢力」運動は、議員団や党閣僚の自律化に歯止めをかけようとする両党運動派の攻勢であった。急進党やUDSRもこの多数派規律の「鑄型」に嵌め込むことで、「組織政党」中心の政権運営パターンを回復し、各党の議員団・閣僚に対する党組織側の統制力をいけば集合的に強化しようとしたのである。(二二二—二二三頁)。

これに対して、議員集団型の諸会派は、逆の連合パターンを追及する。「第三勢力」の多数派規律を排除することが、連合形成において自らの交渉地位を上げペイオフを増やす前提となるからである。ここに「組織政党」と、急進党などの議員集団型会派との間で争点管理や連合定式を巡ってせめぎあいが始まることになる。「第三勢力」を巡る大衆運動か政権(議会内連合)かという両党内の対立はここで鋭さを増す(二二三頁)。

一 R・シューマン政権の成立——連合政治パターンをめぐる綱引き

四七年十一月二〇—二二日のブルム組閣「作戦」は大博打だった。しかし、二二日の本会議でブルムは九票差で信任獲得に失敗した。UDSRのプレヴァン派が反対に回ったことが組閣失敗の原因となった。プレヴァンは「ド・ゴール・カード」によって、「第三勢力」の規律の「鑄型」に巻き込まれるのを回避し、要(かなめ)党としてのUDSRの交渉地位を高めようとした(二二—四—二二五頁)。

R・シューマン政権は、ブルム政権成立までの時間稼ぎでしかなかった。しかし、社会党議員団幹部・執行部は連合パターンを「組織政党」支配に近づけなければ、購買力回復を実現できなかった。R・シューマン政権は「多数派現象」に基づいて成立した。

政権多数派の境界は著しく不鮮明となり、多数派の規律強化反対のプレヴァン、RGR（共和左翼連合）のマヌーヴァーに有利な環境になった。社会党、MRPの運動派は共に組織過程を統御できず、「第三勢力」政権開始の決定的な時期に議員集団型会派に先手を取られたのである（二二六頁）。

二 マイエル・プランと「第三勢力」運動

R・マイエルという名うての経済自由化論者の大蔵・経済相就任を許したことに、購買力回復を至上命題とする社会党やMRP左派は強い警戒感を示したが、これはある意味での外れであった。マイエル・プランは社会党路線から大きく外れるものではなかったからである。懸念された通り、マイエル・プランは副作用によって、物価高騰と購買力低下を招いた。二月の物価高騰と購買力低下は、この時期、「第三勢力」組織化が漸く動き始めていただけに大きな痛手となった。現場で組織化活動を担う当地方組織・ミリタンから、政権に対する抗議、その政策への批判の声が高まった。政権の経済政策は、「第三勢力」執行本部での政策論議とは無関係に、議会の「多数派現象」で行なわれた。したがって、政策的統制の確保は、運動派が議員団・閣僚層をどれだけ統制するにかかっていた（二二六―二二八頁）。

三 SFI Oと政権統制の試み——指導委員会——議員団紛争の再発

四七年十月の指導委員会で、モレは、党内にミリタン主義的な組織原則を再確立しておかねばならないと考えて、「指導委員会の権威」を確立しようとした。

しかし、「第三勢力」運動の前途を保全するには、法案の否決で政権を倒すことも、党内で指導委員会——議員団間紛争を蒸し返すことも出来ない。モレらは極めて協調的な対応を取った。ピヴェールを含めたモレら運動派の多数派は、飽くまでMRPとの「第三勢力」運動に期待をかけ、政権と「運動」の共存の道を模索していた（二二九―二三〇頁）。

しかし、議員団はこうした更なる指導委員会側の歩み寄りをも拒絶した。倒閣の責任回避のためとは言え、露骨な「指導委員会の権威」への挑戦であり、モレの宥和の限界を超えていた。執行部の目から見ても、議員団は政権の存続を優先する余り過度の譲歩を呑み、「第三勢力」の組織化、党組織の再建に必要な政権統制を疎かにする誤りを犯したのである。S F I O運動派は、議員団の自律化に歯止めをかけることはできず、政権統制に失敗した(二三二頁)。四八年二月四日に「指導委員会・議員団間合意協定」Protocole d'accord entre Groupe parlementaire et le Comité directeur が作成・締結された。しかし、この協定も「指導委員会が二度と既成事実を突きつけられることがないように」することはできなかった(二三三頁)。

四 M R Pと政権統制の試み——S P E Aから議員団へ

議員団長リクールら議員団幹部の党理念は、ミリタンの支える「運動」よりも、単なる「政党」に近く、「第三勢力」に臨んで、彼らが目指していたのは、一枚岩の議員団が効果的に党指導者の政権・選挙戦略を支える「規律ある議員政党」であり、運動派左派との同床異夢は明らかだった(二三三頁)。十二月十九日の書記局回状は、S P E Aを執行委員会の直轄下に置くことを宣言したが、結局、議員団優位を変えられないことにはならなかった。確かに、貧弱なS P E Aを党閣僚や大臣官房に対抗させるのは、コランやM・シューマンの支持を期待できない以上、運動派左派の手には余ることであった。しかし、政権の経済政策、特に購買力の維持に関しては、ビュロンら議員団左派の加勢を期待できた。議員団を通じて強化された政権との間のチャンネルを活用すれば、実効的な政権統制が可能になる(二三四頁)。しかし、自党首班政権との間の統合調整強化の実験は、書記局以下の党組織、運動左派からの異議申し立てのチャンネルの確立ではなく、議員団幹部や党最高指導層による議員団(とくに左派)への規律の強化をもたらしただのである(二三五頁)。

五 「自由労組」の離反——「物価高反対闘争委員会」から「値下げカルテル」へ

S F I O、M R P両党は、自らの「第三勢力」運動が支えるR・シューマン政権、とくにその社会経済対策を十分に主導し統制することはできなかつた。大衆運動としての「第三勢力」運動は失速していったのである。中でも「第三勢力」運動の大衆基盤に打撃を与えたのは、四八年四—五月の「自由〔非共産系〕労組」の事実上の離反である。「第三勢力」運動側の政権に対する統制力の欠如は、労組の「第三勢力」離れを促進した（二三四—二三六頁）。

第四節 危機と破局——争点管理の崩壊と組織戦略の再転換

一 プレヴァン提案の衝撃

議会外で「第三勢力」組織化を進めるには、購買力問題の解決と同時に、社会党とM R Pを結合させる社会経済争点を正面に押し出し、両党を疎隔させるライシテ、植民地問題の争点化を抑制することが不可欠である。ライシテについては、四七年十一月下旬の「第三勢力」運動開始とほぼ同じくして、私立学校派組織A P E L（私立学校校父母連盟）が動員を開始するが、この動員は世論の注目を浴びることなく終息した。社会党執行部にとって厄介な問題は、ルースラ社会党最左派が「植民地人民との連帯」を掲げて、インドシナ戦争拡大を始めとする植民地政策への敵意を募らせていたことである。これに対して「第三勢力」執行本部は、この問題を巡る対立を予防すべく、二月二五日、「第三勢力」フランス連合委員会を設置し、議論を内部に留めて争点化を抑制しようとした（二四一—二四二頁）。

四八年三月初めまでは、争点管理は概ね成功していた。しかし、三月七日のド・ゴールの演説と、十一日のプレヴァンの提案が争点管理を破壊する。第三勢力執行部は、M R Pなしでド・ゴール演説を糾弾するコミュニケを公表する。これに対して、M R P党内から非難が起き、アモンはコミュニケへの関与を否定する声明を出す。両党間の食い違いを一気に表面化させた（二四三頁）。モレは、「第三勢力」が運動の側面を失ったことに危機感を深めていた。ルース、ブトビヤン、ランベール、アレス・ラポック

などの社会党最左派がRGRの旗揚げに参加する。これは「第三勢力」が政権翼賛運動の性格を強め、組織化も進まないことに業を煮やした結果の行動であった。政権支持を強いられる社会党本体の「第三勢力」運動は左から脅かされていた。モレの批判を受けとめたバコンは、党執行委員会で最善の努力を尽くすと約束した。バコンはMRPの執行委員会で、ゴリストとの関係の精算を求め、R・シューマンは政権の維持を優先とした。組織化の行き詰まりや「第三勢力」の議会・政権連合の矮小化に対するモレの苛立ちを共有するバコンやアモンらは完全に孤立した。「第三勢力」運動開始以降初めてSFIOとMRPの間の亀裂が公然のものとなった。プレヴァンは、ド・ゴールを巡る社会党との亀裂を利用して、MRPを「第三勢力」運動から引き離すことに成功した(二四四―二四五頁)。

MRPの離反によって、ライシテ、植民地問題の争点管理は必要なくなる。従って、三月十日の指導委員会では、モレを含めた運動派の大半がRDRを好意的に評価することになった。RDRが党の組織化の有力な手段となるからである。

D・マイエル、ジャケらの議員団幹部・閣僚層はRDRに激しく反発する。政権批判によって、R・シューマン内閣の存続を脅かすからであり、彼らは議会での「第三勢力」連合による体制防衛を第一と考えていた。党の参加した政権を批判するRDRへの加入は党規律違反であると主張した。モレら運動派も党規律の破壊を懸念しないわけではなかったが、RDRを通じた大衆動員・影響力拡大への期待の方が上回っていた。結局、運動派の大多数は、党規律に乱れを生む危険を冒してでも、大衆動員・影響力拡大の可能性に賭ける道を選んだのである(二四六―二四七頁)。

二 ライシテ紛争の噴出と「第三勢力」運動の終焉

炭坑学校国有化問題をめぐって、社会党はMRPに踏絵を迫る形で、ライシテ問題の明確な態度を求める。相手の対応次第ではライシテ紛争が全面化し「第三勢力」が破壊されかねない。その直接の契機は、MRP運動派が党を挙げて、「値上げ反対闘争委員会」建設を進める方針を決めたことにあった。MRPのバコンが党内での巻き返しを実行して、三月十七日、「第三勢力」運動

が続行されることが表明される。コンピエーニュ演説とプレヴァン提案に対するMRPの動搖の大きさを見て、社会党指導部はMRPがゴリストに相当浸透されているのではないかと疑い始めていた。今やMRPは、共に組織建設を進める盟友から、議会共和制の敵RPFに半ば内通した潜在的な敵となった。それ故社会党は、ライシテ争点化の危険を冒してでも、MRPが「第三勢力」組織化で優位に立つのを阻止しようとしたのである（二四八―二五〇頁）。

炭坑学校国有化法案審議が延期を重ねている間にも、両陣營の対立はエスカレートしていった。両党ともに、動き出した提携団体の動員を留めることはできなかった。ラマディエ提出の国有化法案可決へ報復として、R・シューマン首相は私立学校への補助金給付を事実上可能にする「五月二二日デクレ」を交付させた（二五一―二五二頁）。

七月二九日、「第三勢力」執行本部は書記局職員的全員解雇、SNEPから借り受けていた事務所の賃貸契約不更新を決定し、社会党も八月二五日の指導委員会で「第三勢力」への代表派遣中止を決定した。社会党とMRPの組織的提携に基づく「第三勢力」運動、「組織政党」に基づく第四共和制の「刷新」構想の再生を賭けた「組織された第三勢力」運動はこうして幕を閉じた（二五二頁）。

三 RDRとの絶縁——城内の撤収

四月七日、ピヴェールがセーヌ県連執行部を代表して、RDRは県連ミリタンに大混乱をもたらしていると非難し、RDRに対する明確な態度決定を求めた時、SFIO指導委員会における力関係は三月十日とは一変していた。モレの中で組織政策の優先順位が組織拡大から、政権維持と党規律の防衛へと移ったことは明らかである（二五四頁）。五月十二日、社会党指導委員会は、「RDRが「第三勢力」の」諸政党を攻撃し続けている」ことを確認し、党員の加盟禁止を決定した。SFIOからの支持を断たれたRDRは既に四月の段階で急速に失速して「民衆的基盤を築くことに失敗」し、一握りのインテリの単なる理念運動へと矮小化されていた（二五五頁）。「組織化された第三勢力」の夢が潰えた四八年夏以降、SFIO、MRPは、「現実の国で多数を占める

RPF、共産党の反体制勢力に対して、ブリュテルの言葉のように、ひたすら「持ちこたえる」ことだけを目的に、議会・政権と
いう「法定の国」pays légal といえば籠城を強いられることになる (二五六頁)。

第三章「第三勢力」後期——院内への撤退と寡頭支配の成立

一九四八年五月の「組織された第三勢力」運動の挫折により、「組織政党」が社会の側に党組織を深く浸透させつつ、政策綱領
への合意と党規律に基づく政権運営を行なう、という解放期の議会体制刷新の夢は最終的に望みを断たれた、と著者は言う。この
章で、著者は、連合政権の運営と党組織の維持・増強の要請という二つの矛盾に対して、社会党、MRP両党指導部がいかなる組
織政策や争点管理をとって対応し、その結果、党組織と連合政治が、したがって体制全体がどのように変質したかを明らかにする
(二五九頁)。

第一節 私立学校補助金紛争——争点管理と党組織の開放性

「組織された第三勢力」の挫折後、「組織政党」の執行部間の協定による連合パタンは後退し、社会党、MRP両党の党組織は
院内で首相を中心に展開される連合運営から疎外されていった。一九四八年七月のR・シューマン内閣崩壊後、マリ(急進党)内
閣、社会党—MRP(左派)連合の第二次R・シューマン内閣が試みられたが、いずれも短命であった。その結果成立したのが、
社会党からモデル最右派PRL(自由共和党)に及ぶ多数派を持つクーユ内閣だった。二大争点のうち、社会経済問題では、数量
化によって妥協が比較的形勢しやすいのに対して、ライシテを巡る対立は、私立学校への補助金の可否という二者択一になりやす
い。両党指導部はライシテの争点化の抑制と妥協の形成のために指導力を発揮せねばならなかった。「組織政党」の組織政策の屈
折と、議会連合運営のパタンの変質を、二つのライシテ紛争の処理過程を通して見ていく(二六〇—二六一頁)のが著者のねらい
である。

一 六月十日デクレと「ライシテ防衛全国三部会」からの撤退

(1) 紛争の全面化と頂上での交渉

四八年五月二三日、いわゆる「ポワソン・シャピユイ・デクレ」が官報に掲載された。その内容が、事実上地方自治体から私立学校への補助金給付を可能にする内容であることに、ライシテ側は三日後に気付く。社会党はR・シューマン首相のもとへ代表団を派遣、抗議と共に真意を問いただすことを決定した。共産党が二八日にデクレ廃棄（撤回「abrogation」）法案を提出した。六月一日、SNIなどライシテ関係団体からデクレ即時廃棄を求める決議を突きつけられ、社会党は身動きが取れなくなった。社会党のデキソンヌは下院の国民教育委員会にデクレの撤回ないし大幅修正を求める報告を提出し、六月八日に委員会にて採択を得た。社会党の大勢は急速に非妥協的対決に傾いた（二六一—二六二頁）。

実は、先に下部組織の突き上げに手を縛られたのはMRPだった。三月の炭鉱学校国有化法案の可決は私立学校派にとって手痛い敗北として怒りを引き起こし、MRPをPRLやRPFなど右からの競り上げに曝すことになった。ライシテの積極的争点化を主張したのはコランだった。彼の率いるフィニステールなどブルターニュの有力県連は、カトリックの諸価値なしに到底維持しえなかった。

しかし、デクレ発出前の段階では、運動派左派や議員団は政権と多数派の維持を優先して学校問題でも抑制的な態度が支配的だった。中でも議員団左派にとって、社会党との提携はどうしても維持しなければならず、議会外での私立学校派の動員や右からの競り上げを「デマゴギー」と呼んで非難した。しかし、デクレが出されて社会党との対立が表面化し、下からの動員がかかった途端、議員団の態度は一変した。両党指導部は妥協を模索したが、両党に両翼からの競り上げ、下部組織・提携団体からの激しい突き上げがあった（二六二—二六三頁）。

(2) 共産党の競り上げとバイエの仲介

両党合意による五月二二日デクレに代わる六月十日デクレが発出されたことは、両党、とくに社会党にとっては更なる困難の始

まりだった。MRPは勝利を得たが、S F I Oは提携団体からの六月十日デクレ廃棄を求められ、共産党からはこれに便乗した競り上げを受け、党組織への負荷は極限に達した。共産党が独自に提出したデクレ廃棄法案に社会党議員団から九名の賛成者が出て党の規律は破られた。議員団執行部は抗議して総辞職した。共産党は早速これを社会党攻撃に活用し始めた(二六三—二六四頁)。

六月十一日、S N I (全国小学校教員組合)、F E N (国民教育連盟)、フランス教育連盟等ライシテ四団体は声明を出し、六月十日デクレを「前例のない危険」として政府を非難した。そしてライシテ原則の防衛のため、これを支持する全ての諸団体・党派を結集した「ライシテ防衛全国三部会」Etais généraux de Défense Laïqueを招集することを決定した。ライシテ団体と社会党の間の緊張は高まった。党指導部は社会経済問題を前面に押し出す争点管理を試みた。その間社会党は共産党からの競り上げとライシテ団体の突き上げに曝され続けた。ただし、教育連盟総裁で「行動カルテル」の議長を務めるバイエは政権参加を強いられる社会党に最大限の配慮を示した。彼は、デクレ廃棄法案の審議入りを遅らせることで社共両党が合意するよう求めた(二六四—二六五頁)。

社会党は、共産党の攻撃から逃れるため、ライシテ運動全体の目標を、私立学校補助金問題から、不足する公立学校建設予定の獲得に切り替えた。白か黒かのライシテ問題を予算配分という数量化で妥協が可能な争点へと転換するものだった。社会党は、ライシテ団体指導部の支持の下、組織頂上での「休戦」や争点管理によって下部組織や提携団体の動員を徹底的に抑制しようとした。当面の危機は回避されたが、議会外での動員・組織化を断念し、議会内に撤退する党の姿勢が鮮明になった(二六六—二六七頁)。

(3) モック通達事件と「ライシテ防衛全国三部会」

しかし私立学校陣営でも、MRPがR P Fやモデルの競り上げに耐えかねて新たな攻勢に出たため、社会党と教育連盟のバイエの連携で共産党を抑制する微妙な均衡は破られた。四九年一月中旬以降、MRPは凍結状態であった六月十日デクレの適用アレテを速やかに発出するよう攻勢に出た。ライシテ側の反撃で辛うじてアレテの発出は回避できたが、抑え込まれた圧力は思わぬ方向に飛び火した。四九年二月中旬、『ユマニテ』など共産党系の新聞が、私立学校補助金支出について、内相モックが閣議でMRP

閣僚と裏取引し、知事に対してこの支出を黙認すべしとの通達ないし口頭指示を出したと一斉に攻撃を開始した。社会党書記局はこれを否定する回状を発するなどしたが、疑念は深まった。バイエ自身を含め「行動カルテル」全体がモックの裏切りを信じて動揺し、私立学校補助金反対という原則論に傾いただけでなく、社会党内でも、議員団や党組織がMRPの圧力に直面した閣僚の裏取引を疑い始めた。モックは四九年二月二二日、議員団に召喚の上、釈明を求められ、実質的に譴責された（二六七―二六八頁）。

党にとってより深刻だったのは、これまでどうにか抑え込んできた、中央での妥協や不明確な党指導部の対応に対する下部組織の不満が一挙に爆発したことである。デキソンヌを含め、党代議士たちは地元県連ミリタンから激しい突き上げを受けた。「行動カルテル」の県組織からも党批判が高まった。社会党内での反発も強まり、ライシテ関連団体との提携関係は重大な危機に直面していた。クルトワは「行動カルテル」からの脱退を求めた。今回モレやデキソンヌを最も懸念させたのは、党を支持してきたライシテ団体との関係の悪化だった。とくに、ライシテ団体の下部ミリタンがMRPとの妥協を繰り返す社会党への不満を爆発させ、バイエら団体指導部がこれを掌握しきれなくなった時にこそ、党の「全国三部会」からの「非常脱出」が想定されていたと考えられる（二六八―二六九頁）。

実際には「全国三部会」からの脱退は回避された。だが、「行動カルテル」は事実上休眠状態となった。このように、政権参加と、ライシテという党の原則・イデオロギー及びこれに依拠する党組織の間の矛盾に際して、社会党は徹底した動員の抑制と頂上での争点管理によって乗り切らざるを得なかった。その結果は、党の組織動員力の低下であり、党の議会外での影響力の支柱である教員組合を中心とする「勢力範囲」との関係の弛緩だった（二六九―二七〇頁）。

二 西部「納税スト」運動とポル・ボンクール委員会

(1) 私学派の攻勢と競り上げの激化

四九年十月ビドーが首相に就任した機会を捉えて学校問題に決着を付けるべく、十一月、教育連盟のバイエはライシテ、私立学

校派両陣営が包括的な枠組で対話するよう求める公開書簡を発表した。社会党はバイエ提案の受け入れを決定した。MRPでも期待感が強かった。しかし、肝心の両党の提携団体は強硬な立場を崩さず、提案はバイエの足元のライシテ団体からさえにべもなく拒否された。四九年十二月六日、ペトシュ蔵相は、困窮児童手当支給の対象となる児童が私立学校に通う場合、コミン当局は児童の保護者の代表者に手当配分の事務を委託できると回答した。この代表者を私立学校関係者とすれば、困窮児童手当はたちまち私立学校への補助金となる。実際、バイユー市で起こったように、ライシテ原則は破棄されたも同然である。社会党のデキソヌヤライシテ団体などは色めき立って首相・蔵相への抗議・議会での対抗措置に打って出たため、ビドー政権とSFIO指導部は苦境に陥った(二七〇頁)。

四九年十月、西部のメーヌ・エ・ロワール県の寒村でコミン当局が、域内に私立学校があり公立学校の児童数が減ったことを理由に公立学校の閉鎖を決定、数人の児童が締め出される事件が起きた。ライシテ団体から抗議を受けた国民教育相は公立学校再開を約束し、知事に指示したが、知事は首相の指示を楯にこれを拒否したため、コミン当局と再開を求める住民が学校校舎の占有を争う実力紛争に発展した。私学派・カトリック側の攻勢の結果、同様の事件が多発し、ライシテ団体はこれを容認するビドー政権への反発を深め、両陣営の緊張は高まった。これに比例して、社会党、MRPに対する競り上げや提携団体からの突き上げは激化した。政権の柱である両党が手を縛られて、ライシテを巡る政権内の調整は日々困難となり、購買力、団体協約法案など社会経済問題での対立も累積した結果、遂に五〇年二月初め、社会党は閣外支持に転じ、解放以来初めて政権を離脱した(二七〇—二七一頁)。

(2) 西部「納税スト」と教皇庁工作

五〇年四月—五月、西部の私学派は第四共和制下で最大規模となる大衆動員を開始した。CALS(学校の自由のための行動委員会)が四月二三日の大集会で呼び掛けた「納税スト」である。この反税運動では西部の高位聖職者が先頭に立っていた。この「共和国の諸法規に対する反乱」に対し、MRPは西部出身議員を中心に恐慌状態に陥っており、ビドー首相も強硬な態度に出るわけ

にはいかなかった。MRPは、党として「教育の自由」の原則を要求することを確認する他は、ひたすら「宥める」しかなかった。(二七二—二七三頁)。

ビドーが最後の頼みの綱としたのはローマ教皇庁へ工作であった。西部の階級制が納税ストを指揮している以上、これを抑制する最も有効な方法は、司教らに手を引くよう教皇に指令させることであった。MRPは教皇庁と特権的な紐帯はなかったため、外交ルートを用いた。教皇ピウス一二世は、直接フランス大使に対して、司教に自重するよう忠告を約束した。しかし、教皇の圧力は司教側を政府との取引のテーブルに着かせたに過ぎなかった。教皇らは、事実上、司教たちの政府に対する譲歩要求を支持した。手詰まりとなったビドー内閣が社会党の反対を受けて倒壊したのは六月二四日のことだった(二七二—二七三頁)。

(3) ポル・ボンクール委員会と「窓のない家」

社会党の参加なしで成立した第二次クーユ内閣は、社会党の反対とMRP議員団左派の大量叛乱のため、五〇年七月四日、わずか二日で事実上流産した。SFIOとMRPの指導部は、RPF、共産党の攻撃から体制を守るには、両党の協力する政権が必要であることを再確認したが、そのためには、学校問題を「封印」することが不可欠だった。四九年十一月のバイエ提案が再度脚光を浴びたのはこうした文脈においてであった。しかし、SNIなどライシテ四団体が一齐に反発したことが示すように、半年前と異なり、私学派の攻勢下に委員会を設置することは、補助金解禁を内約するものと受け取られた。七月十三日の第一次プレヴァン政権成立に際して、MRPは委員会設置を入閣の条件とした。プレヴァンも信任演説で委員会設置を公約した。リュソンの司教もこの公約を評価し、七月二六日、CAL S (「学校の自由のための行動委員会」) に納税ストの中止指令を出した。七月中旬から納税スト運動は終息に向かった(二七三—二七四頁)。

しかし、今度は全ライシテ団体が委員会設置に強烈に反発した。社会党指導部は委員会設置を推進したのは、委員会の審議期間中は議会でライシテ問題が争点化されることは回避され、私学派の動員も抑えられるからであった。纏め役に選ばれたのは、戦間期の社会党の大物(元首相)ポル・ボンクールであった。以後、委員会はポル・ボンクール委員会と呼ばれる。五〇年十二月十

日、ライシテ派は、四団体の呼びかけで一万人といわれる大抗議集会をレンヌで開催した。老委員長の最大の仕事は、態度を硬化させるライシテ陣営、そして社会党内の強硬派に対して、いかにして委員会設置を納得させ協力させるかであった(二七四—二七五頁)。

委員会は発足当初から試練に見舞われた。ライシテ側の委員が当初から参加を拒否するか次々に辞任したからである。社会党との関係も委員会発足後、大幅に悪化した。とはいえ、ポル・ボンクール委員会は五一年六月二七日まで十数回の会合を重ね、総選挙後までの存続という使命を果たした。総選挙後の委員会廃止によって、委員会は選挙までの時間稼ぎだったことが明らかになった。社会党、MRP指導部が協調して争点管理を行なった結果、党組織の不满が膨らんだのはもちろん、連合政治の密室性、世論からの乖離が著しく高まったのである(二七五—二七六頁)。

ビドー政権の教皇庁工作に象徴されるように、私学派の突き上げとRPF、モデルの競り上げを頂上の工作で抑制しようとし続けたMRPは、とくに西部でミリタンの不满を買い、党組織に重大な打撃を蒙っていた。「第三勢力」後期、ライシテ紛争の激化で政権多数派崩壊の危機に直面したMRP、SFIOは、各々の提携団体との関係を犠牲にし、頂上での妥協・工作によって極力その動員を抑え込む姿勢に終始したと言える。両党は解放期の大衆組織化という夢から遠く離れて、ひたすら議会・政権の中に立て籠もり体制防衛を図らねばならなかった。その結果、体制自体も、国民の間に根を張った「組織政党」が国家と社会の間を媒介するという議会体制刷新構想とは正反対に、共産党、RPFの大衆動員の前に議会外組織との関係を断ち切らざるをえなくなったSFIO、MRPが、議会においてのみ支える「窓のない家」の様相を濃くした(二七六—二七七頁)。

第二節 SFIO——一元化の進行と書記局——大県連連合

「第三勢力」政権への参加は動員抑制、提携団体との関係弛緩のみならず、党内での規律の強化、一元化をもたらした。政権の右傾化の結果、ライシテのみならず、賃金・物価(購買力)争点においても党は相次いで妥協と譲歩を強いられ、党内から政権参

加への反対、指導部批判が噴出した。規律の強化、少数派の圧迫はこうした政権参加の負荷への対応だった（二八二頁）。

一 政権参加批判と一元化の始まり

一九四八年四月の全国評議会では、党員の激減、ミリタンの気力喪失、指導者不振など、執行部は激しい不満と非難の嵐に曝された。政府の「値下げ」政策は一向に実効を挙げなかった。政権参加の継続に危機感が深まっていた（二八二―二八三頁）。

(1) 最左派の攻撃とノール県連との同盟

中でも正面切って指導部批判を展開したのは、プトビヤン、ルースらの最左派であった。「組織された第三勢力」構想が挫折し、RDRとの提携による大衆動員の可能性も断たれた以上、プトビヤンらにとって「第三勢力」政権への参加は、党の原則を貶め、党組織を崩壊の淵に立たせるものでしかなかった。四八年七月のパリ第四〇回党大会で、プトビヤンは最左派を結集して「党を救う」と題する一般政治決議案を提出し、政権からの離脱とRDRとの提携によって党が「人民大衆」「民主的結集」の核となることを求めた。異議申し立ては最左派の小勢力に限定されたものではなかった。第一次R・シューマン政権崩壊後、四八年七月十月にかけて、マリ、クユと連立政権への参加を決定する度に、党指導部は、議員団や地方県連の連鎖的な規律違反・叛乱に悩まされた。とくに、八月末、名うての経済自由主義者であるレイノーを蔵相とするマリ内閣に内閣を決定すると、ブシュ・デュ・ローヌ県連左派を率いるレンアルトは抗議して下院経済委員長を突然辞任、県連機関紙も代議士の行動を支持した。閣外支持か、いっそ解散を、という声が高まった。「党と共和制のどちらかだけを救うことはできない、両方を同時に救うのだ」とモレは主張したが、実際には、モレはこの時期、従来の運動派の立場を棚上げし、政権参加による党組織の消耗に目を瞑らざるをえなくなっていたのである（二八四頁）。

執行部の変身に対して、運動派の大勢からは反発が集中した。執行部は、一方で四六年以来対立し続けてきたノール県連に接近、安定した党内基盤を確保した。ノール県連がモレに加担する契機となったのは、モレ執行部が党組織再編案（強烈な集権化）を四

八年春最終的に放棄したからである。このように、社会党内には様々な対立があったが、政権参加については、現下の情勢では政権参加を続けて体制を防衛する他にないというモレ執行部の認識が、最左派を除き広く共有されていた(二八四―二八五頁)。

(2) 党規律の強化と「勢力範囲」からの撤退

これに対して、ブトビヤンを中心とする最左派は七月大会後も指導部批判を続けた。モレは党規律を援用して締め付けを強化した。ルースらは党内誌『党を救う』を匿名で発行・回付し、ブトビヤンは『フラン・テイラー』紙(左派系の大日刊紙)に党の政権参加を批判する論説を発表していた。モレはブトビヤンの記事を規律違反とし批判した。モレ以外の者からも「党内に分裂があると思わせた」として激しく批判した。党規律の維持を最優先とするモレ執行部の組織政策は、党組織の動員・開放性を著しく限定することになった(二八五―二八六頁)。

二 四九年の党内危機

(1) エリート・カルテルの崩壊

如何に規律強化や動員抑制を進めようとも、党内に鬱積する政権参加への不満は党指導部批判(への同調)となって執行部を脅かした。四八年秋以降、モレ執行部は書記局のコントロールを強化、ミリタン主義の作動の制限を試みた。党エリート間のカルテルによって保たれた平穏と団結の下で、党組織末端の窮状はいよいよ深刻になっていた。四九年二月の全国評議会でドブルーとフィリップが閣僚の引き上げを要求し始め、指導者間の合意が破られた。ドブルーは、政権参加を続けて党組織が崩壊すれば中長期的には体制の危機を意味すると主張した。モレらはこれまでの犠牲は成果を挙げている、今政権離脱すれば全てはぶちこわしだと反論した。この全国評議会を通じて、ドブルーは政権参加反対で様々な勢力を糾合した「党左派」のリーダーの地位を確立した。ドブルーとフィリップは政権参加・執行部批判の先頭に立ったのである(二八八―二八九頁)。

(2) 四九年大会の混乱

執行部は露骨な締め付けを行なった。対象はドブルーら旧ブルム派の一部と反モレの左派県連（ジロンド、オードなど）を繋ぎ、少数派の扇の要となっていたピヴェール派である。実際、四九年、最も体系的に執行部批判を行ったのはピヴェールと彼を支えるセーヌ県連の左派連合（ドブルーを含む）であった。ピヴェールはモレ執行部に対して批判を強め、四九年十月には原理的な政権参加反対論を展開した。四九年七月大会で、原則的政権参加反対論の決議案が四二三票集める。また「党を再建しよう」と題する決議案が約半分に当たる八五二票を獲得した。ドブルーらは、政権からの党の自律化、政権批判の自由を要求する戦略に転換した（二八八―二八九頁）。

三 危機の打開とミリタン主義の変質

(1) 書記局―大県連連合の実態

近年のSFIO研究は、モレ執行部の党支配は、官僚制による党組織の支配ではなくて、全く異なる基盤を持つと主張する。ラフォンらによれば、四〇年代末から五〇年代前半にかけて、執行部に挑戦する少数派に対しては容赦なく統制が強化される反面、モレ執行部は県連、特に大県連の自律性は極力尊重し、県連が「主権」を持つという、党発足以来の分権的な組織構造は完全なまま維持された。こうした「構造的妥協」によって、書記局は大県連指導者の支持を得、その組織力を背景に書記局の全国レベルでの支配を確立していた。大県連の支持を得たモレ執行部は、大会等においてほぼ自動的に安定多数を確保していたとラフォンらは主張する。この「書記局―大県連連合」の成立にとって決定的だったのは前述のノール県連のモレ執行部支持への転換である。しかし、著者によれば、大県連との連合は、ラフォンらが言うほど固定的、安定的なものでは決してなかった。かなりの数の大県連がしばしば執行部反対に回っている。四九年大会では、書記局への集権化に反発が加わって、執行部は窮地に立たされた。ミリタン主義のシンボルを失った執行部は、政権参加批判に集権化と露骨な抑圧で対処する他なく、ミリタン主義や伝統的組織原則、即ち党内民主主義が侵されたとして「構造的妥協」まで揺らぎだしたのである（二九二頁）。

(2) 指導委員会―議員団紛争の再燃

四九年九月二二日、社会党指導委員会では、コマン、クタンら運動派が、一向に成果を挙げない政府の「値下げ」政策への不満を爆発させた。指導委員会は首相クニに、臨時特別手当の支給と賃金自由化の実施を求め、実施されないなら労相D・マイエルは辞任すると迫った。首相はこの最後通牒を奇貨として十月五日総辞職した。以後三週間にわたる内閣危機の中で、指導委員会と議員団間の紛争が再燃する。これまで党内の不満を抑え込んできたモレら党執行部は、今回は逆にこれを積極的に支持した。組閣交渉で条件を吊り上げる側に回った背景には、党の政権参加は不可欠としてきた体制の危機は最早去りつつあるとの認識があった。その結果、これまで最左派等を抑圧してきた書記局・執行部が、党組織の保全を優先し、議員団幹部・閣僚層に対峙する立場に戻ることができた。執行部は、議員団と指導委員会が「合同代表団」に集会し単一の決定を下すという「四六人委員会」を提唱した。しかしこの「四六人委員会」案は、特別大会で、決議されなかった。指導委員会の議員団統制という組織原則は、党組織の維持というミリタン主義の実質から乖離しつつあった(二九四―二九五頁)。

四 「転倒したミリタン主義」と一元化の進行

(1) 一枚岩主義の浸透

四九年夏の危機を経て、モレらは、ミリタン主義を楯に用い、「ミリタンの意志」を前面に押し立てて党規律の徹底と一元化を押し付けることで、党内少数派を叩く戦略を取った。モレ執行部の組織政策は、下からの統制よりも党内の団結・統一、党規律の徹底が重視された。党機関や県連の決定は主権者たるミリタンの意志であり、これに従うこと、党規律の遵守は党ミリタン(議員も含む)の最高の美德として自己目的化された。こうした「転倒したミリタン主義」の論理、一枚岩主義こそが、モレ執行部の組織政策を規律、統制強化の方向に導いた。党内の分裂を露呈しないことが、党組織を規律の動揺や外部からの浸透から守るために不可欠とモレらは主張した(二九七―二九八頁)。

(2) 少数派の分断

「破片化した構造」(structure éclatée)と呼ばれるように、社会党SFIOの党組織は地域毎に多様な組織構造・基盤を持っており、北部型の組織モデルや信徒型の権威パターンは、党内では極めて特異で周縁的な類型であった。党組織の大部分は、北部型の一枚岩主義を「恥ずべき民主集中制」など呼んで強く反発した。セーヌ県連は北部型とは反対に、多元性と開放性を重視する。規律強化・一元化はミリタン主義の形骸化、党内民主主義の否定に他ならない。しかし様々な少数派の中で、モレ執行部への反対では一致していたが、反対の理由はそれぞれの立場から様々であり、提携して執行部に対抗するには至らなかった。プトビヤンら最左派は規律・統制強化では執行部に同調する一方、閉鎖化には反対して動員の回復を求めた。マイエルが、モレとの個人的な対立から、書記局や執行部への集権化には最も敏感に反応したのに対して、プトビヤンら最左派は五〇年以降は、むしろ書記局への集権化を支持した。四九年大会で露骨な排除工作を受けて以後、ピヴェール派はモレら書記局の集権化、党支配の非民主制を暴き立て、全面的な対決姿勢を取った。政権参加を第一と考えるD・マイエル派は、四九年末までモレ執行部を支持し続けたが、五〇年に入って、執行部が政権参加に距離を取り始めると、一転、モレを攻撃し始めた。このように、四八年春から五一年にかけて、社会党SFIOでは、執行部への集権化を伴わないまま、「ミリタンの意志」を体した党規律の強制・一枚岩主義を通して、党内の統制強化・一元化と少数派への締め付けが進行した。執行部への集権化も試みられたが、体制維持の必要など限られた場合のみで、その度にミリタン主義に基づく広汎な反発を受けて執行部は危機に陥り、集権化は押し戻された(二九八―三〇一頁)。

五 「第三勢力」連合の崩壊と「党内民主主義」問題

(1) 閣外支持の継続

五一年六月の総選挙では、アパラントマン選挙法のお陰で、両反体制政党が過半数の議席を占めることは阻止された。しかし共産党の議席減の結果、下院の構成はRPFを加えた右派に大幅に傾き、反ライシテの多数派が成立した。同年九月にマリ法、バラ

ンジェ法(中等、初等教育の私学への国庫補助の合法化)が成立して、社会党とMRPの断絶は修復不可能となった。「第三勢力」連合は事実上崩壊した。社会党執行部の体制防衛への危機感は再び切迫した。総選挙直後の五一年七月の社会党の党大会で、閣外支持の線で多数派とドブルーらは一致したが、既に西部の代議員を中心にライシテを防衛しない政権には閣外支持さえ不可能という声が強くなっていた。ライシテ紛争激化の中で、社会党指導部は議会連合の維持と党組織の防衛の両立させるため、最も困難な党運営の舵取りを強いられることになった。総選挙後、多数派を占めた私立学校派は念願の補助金合法化に向けて議会への圧力を強化し、ライシテ派はこれを阻止すべく対抗動員に出た。これまでライシテの争点化を抑制してきたポル・ボンクール委員会もはや調停することができず、休眠状態に追い込まれた。社会党指導部は体制防衛の責務を党組織の維持より優先させる立場に追い込まれていた(三〇二―三〇三頁)。

(2) 五一年十二月全国評議会と執行部の窮地

五一年十二月一日―二日開催された全国評議会では、指導委員会多数派と議員団が全面的に衝突した。「四六人委員会」は両陣営からお払い箱となり、議員団長リュッシーの提案した戦前同様の議員団優位案は否決され、指導委員会専決(上下両院議員団と共同集会・討議を行った後、単独で決定)のブトビヤン案が可決された。しかし、ミリタン主義を掲げる指導委員会・執行部が、ミリタンの拒否する私学補助金法案を可決させた内閣への支持を議員団に強要するという図式の奇妙さは県連幹部層の目にも明らかだった。指導委員会の統制というミリタン主義のレトリックは力を失い、代わって指導委員会・執行部への集権化が強く印象づけられた。その結果、議論の焦点は、党内多数派工作や指導委員会の構成など、執行部の党組織支配の正統性に移り、激烈な執行部批判が繰り広げられた。モレらは執行部への集権化によってこの苦境を乗り切ることを構想していた。少数派や大県連は一斉に反発した。ノール県連も反対した。モレは四九年以来の苦境に陥った。既に書記局による集権化に警戒を強めていたD・マイエルらはこの顛末を見て、執行部による党内民主主義の侵害というピヴェールらの糾弾に唱和するようになった。指導委員会―議員団関係については、全国評議会の下した指導委員会専決の決定を不服としたリュッシーは、翌日の議員団集会で議員団長辞任を宣言し

た。議員団はこれを支持し、指導委員会と議員団の全面的な対決に踏み切った。執行部への集権化への警戒が広まる中、党内世論は議員団側にあり、指導委員会は宥和に努める他なく、結局、五二年一月七日、議員団に引きずられてプレヴァン内閣を倒す破目となった。大統領オリオールが「社会党議員団は極めて分裂し、完全な無秩序に陥っている」との報告を受けるほどで、モレは一時書記長辞任を申し出た。しかし、四九年秋同様、ここでもモレは議会連合政治の事態の変化によって救い出された。ピネ内閣の成立とRPF議員団の分裂である。しかも、漸く完全下野を果たし、体制防衛の重荷を下ろした社会党執行部の前に、指導委員会―議員団関係に代わって、再度ミリタン主義のシンボルの下に党内基盤を立て直す格好の争点が現割れていた。CEDと、これに反対するD・マイエルら議員団指導者の規律違反の続発である。五二年二月から五五年一月の間に数次に互って繰り返された規律違反処分を巡る党内紛争を通じて、議員団のマイエル派はモレ執行部の掲げる「ミリタンの意志」、党規律のシンボルの前に非正統化され、マイエルやモックらの除名処分などによって完全に撃破された(三〇四―三〇六頁)。

第三節 MRP ―「運動」から「規律ある議員政党」へ

「第三勢力」後期、両翼の反体制政党に対抗しつつ政権参加を継続するのは、MRP指導部にとっても困難な事業であった。「第三勢力」多数派の左端に位置する社会党SFIOが、政権参加か下野かの選択肢しか持たないのに対し、要(かなめ)党となったMRPはあらゆる連合に参加を求められ、「三党体制」期の社会党同様、連合定式を巡る対立(ライシテ軸を中心に右のモデレ、急進党に基盤を置く連立か、社会経済軸を中心に左の社会党に比重を置く連立か)が党内の路線対立と連動して、指導部に対する重大な挑戦を引き起こした。社会党においては、党組織を代表する書記局・指導委員会が、政権参加による負荷から党組織を守るために、統制強化と動員抑制・閉鎖化を進めた。これに対して、MRPにおいて統制強化の主体となったのは、議員団幹部・閣僚層、とくにP・H・テトジャン、ルクールら、「最高指導層」であった。社会党の場合、議会政治の論理と党組織のそれとがせめぎ合う中、指導委員会―議員団間紛争が錯綜しつつ展開したが、MRPにおいては、議会政治の論理に党組織が従属させ

られるという明確な形で統制強化と集権化が進められ、党組織の衰退と組織構造の顕著な変化（ミリタン主義原則の否定など）が起こったのである（三二二—三二四頁）。

一 政権右傾化と党組織の崩壊

(1) 議員団左派の敗北

R・シューマン政権倒壊後の四八年七月、モデレや急進黨など、連立相手の支持が得られる現行の経済政策を継続したい議員団幹部・閣僚層と、ミリタンの不満や労組側の態度の硬化を指摘して左寄りの修正を求める議員団左派とが鋭く対立した。結局、副書記長ゴルテが、政権参加を選択したことを皮切りに、左派の面々は次々に屈服した。ライシテを巡る党の原則に固執して最後まで抵抗したのは、むしろ書記長コランら運動派右派であった。同年九月にも「値下げ」政策路線をめぐる、再び対立するが、まともや敗北したのは左派であった。その後の第二次R・シューマン内閣は左傾化した内閣ではあったが、これは議員団左派や運動派が勝利したためではなかった。実際、続くクーユ内閣の組閣交渉では、M・シューマンがRPFの脅威を再び強調すると議員団左派は総崩れとなり、社会党の参加に固執するドニラ運動派左派やプワンプは孤立して終わった（三一四—三一六頁）。

(2) 運動派の窮地

この内閣危機の中で、執行委員会は、同じ手法で、M・シューマン、ルクールら最高指導層が定めた政策路線や連合定式を丸呑みさせられた。政策路線上の右傾だけでなく、組織原則の面でもミリタン主義に対する公然たる違背が積み重ねられたのである。連合参加のために党の原則問題で譲歩を重ね、党内でも議員団・閣僚の自律化を阻止できないという事態は、書記局など運動派の危機感を強めた。コランは、アモンらと共に、議員団・閣僚の自律化に歯止めをかけようと努めた（三一四—三一七頁）。

二 「運動」自律化路線の登場

議員団左派・運動派の手詰まり状態の中、党組織を防衛する最後の手段として提起されたのが、党組織の議員団・閣僚からの自律化の戦略、即ち、党が参加する政権から距離を置き、党独自の原則的主張を掲げて党組織の再建を図るといふ戦略だった。県連ミリタンの声に力を得、ドニラ運動派左派や、レーユ・スールトラ議員団左派は指導部批判を重ねたが、反面、地方ミリタンからの突き上げは、党組織を代表して議員団幹部・閣僚層にあたるべき執行委員会に向けられたものでもあった。そもそも政権からの「運動」の自律化の戦略自体、ミリタンの要求する議員団・閣僚への統制を放棄するだけでなく、自ら進んで議員団・閣僚の自律化を公認するもので、ミリタン主義の組織原則からの重大な後退である。とはいえ、執行委員会の運動派は、党組織・「運動」の自律化戦略に突き進むしかなかった。四八年十一月、上院選挙での惨敗は運動派内のこうした流れに拍車を掛けた。この時期、統制強化を進める議員団幹部・閣僚層、とくに最高指導層に対抗して、書記局や執行委員会の運動派は、政権からの自律化（統制の緩和・多元化）をテコに、動員強化と「勢力範囲」への浸透強化（開放性の回復）を試みたのである（三一八―三二〇頁）。

三 「規律ある議員政党」への道

これに対し、議員団幹部・閣僚層、特にビドー、P・H・テトジャン、ルクールなどの党の最高指導層は、「運動」の政権からの自律化に一切反対した。彼らは既に「ミリタン政党」の組織理念に代わり、これに対抗する党理念を形成して、統制強化・動員抑制の組織政策を推進していた（三二二頁）。

(1) 「運動」の自律化か党規律か

ビドー、P・H・テトジャンらは何よりも党規律、とくに議員団規律の貫徹による安定的な政権運営にこそ「刷新」を見出していた。同じ「急進党化」批判も、運動派にとっては党組織の衰退、党の原則の放棄、選挙主義の蔓延、議員団・閣僚の自律化を意味するのに対し、党最高指導層にとっては、左派を中心とする議員団の規律違反の頻発を指していた。党最高指導層にとって重要

なのは、十分な規模の議員団、従って安定的な選挙基盤であり、党組織・ミリタン層は、もはや不可欠の存在ではない。バコン・ビュロンら議員団左派指導者が党組織の「自律化」を支持したのも、党組織から解放されることを期待してのものだった(三二二—三二三頁)。

(2) 議員団の規律強化と集権化・寡頭化

物価は四八年の末には安定した。党最高指導層は、党の外相R・シューマンや海外領相P・コスト・フロレの政策路線と業績を前面に出し、NATOなどの外交政策やフランス連合(植民地)政策を軸として、社会党との対立を強調することで議員団の結束を図った。実際、議員団左派が結晶化して運動派と連合を組む場面は少なくなった。こうした争点管理と同時に、最高指導層は、議員団左派や書記局のリーダーを政権・議員団の要職に就けることで議員団幹部・閣僚層の側に取り込み、反対派を効果的に無力化していった。ド・マンントンの議員団長、ビュロン、バコンの初入閣がその例である。何と言っても、運動派の切り崩しの点で最も有効だったのが、書記長コランの入閣(海商省)だった。

運動派は苛立ちを募らせ、最も強硬な勢力はコラン個人を標的にし始めた。これによって、コランと他の運動派指導者の対立が生まれ、コランは最高指導層に近い立場を取るようになった。副書記長ゴルテは「家族の問題」を理由に辞任した。解放以来、運動派の中核となってきた書記局は、この時点でその役割を失う。このような争点管理と、運動派・議員団左派の切り崩しの結果、優位を回復した最高指導層は、四八年末から議員団への統制を強化し、同時に集権化・寡頭化を進めた(三二二—三二四頁)。

四 議員団左派の復活と五〇年ナント大会——ミリタン主義の反撃

(1) 社会党下野と議員団の決起

四九年秋以降の物価の急激な上昇は、議員団左派の結束と活動を甦らせる。これは運動派にも力を与え、書記局内に「運動組織委員会」(Comission d'Organisation du Mouvement)が設置され、フォッセ、ロビシュラの県連ミリタンや、バコン、ブクソムら

左派（労働翼）議員を集め、九月以降「運動」再建の方途と戦略を協議し始めた。議員団幹部に対して議員団左派が一気に「叛乱」に出る契機になったのは、五〇年二月のビドー内閣からの社会党の離脱であった。二月一七日の執行委員会では、議員団左派は運動派左派と提携して、一年振りに兼任禁止問題を再提起した。争点は単なる兼任の是非に留まらず、党最高指導層への集権化・寡頭化、そしてミリタン主義の党組織原則にあることは、どちらの陣営にとっても明らかであった（三二六―三二七頁）。

(2) 「少数派」の形成とナント大会

五〇年二月四日、組織委員会は、殆ど出席しなかったバコンらの閣僚に代えて、レーユ・スールトとデュマの議員団左派リーダーを加えた。これによって同委員会は名実ともに議員団左派と運動派左派の同盟の拠点となり、地方組織のテコ入れ策を推し進めると同時に、最高指導層に挑戦を繰り返した。ナント大会で運動派左派と議員団左派は、総出で論壇を占めて最高指導層に論戦を挑んだ。大会の書記長選挙において予想外の接戦に持ち込んだのである。大会後、書記局名で、運動派と議会派の対立を認めただ上、少数派の分派後任や兼任禁止の要求を拒絶する文書が発表されたのは、この組織下部からのミリタン主義に基づく突き上げに、最高指導層が大きな打撃を受けたことを示している（三二七―三二九頁）。

(3) 第二次クーユ内閣打倒——運動派最後の勝利と落日

第二次クーユ内閣の打倒は少数派にとって大会に続く政治的勝利になった。しかし逆に言えば、書記局の失墜などで衰退した運動派は、もはや議員団左派の支援がなくては、ミリタン主義の公然たる否定の動きにすら対抗できなくなっていた。五〇年後半以降、社会経済軸は再び後景に退き、代わって選挙法改正問題が浮上した。この問題では運動派左派は議員団左派と対立することになった。議員団左派が、体制防衛のために動員の抑制と、アパラントマン選挙法に象徴される「法定の国」への「籠城」の道を選んだのに対し、運動派左派は飽くまで「現実の国」での「再征服」、動員・組織化の再開に固執したからである。また、総選挙後には、最高指導層は議員団左派の主張に理解を示すことができるようになっていた。運動派の拠点であった「組織委員会」にも最高指導層の締め付けが強化された。五〇年十月、書記長コランが委員会の実務を掌握し、委員会は事実上換骨奪胎された。五一

年十一月に、ミリタン主義の組織原則を象徴する執行委員会の最高機関性は名実共に形骸化されるに至った(三三〇—三三一頁)。

(4) 「急進党化」

結局、五〇年前半に議員団左派との連合で運動派がなし得たのは、露骨なミリタン主義の否定に対する反撃だけであり、政権参加の現実がある限り、如何に党組織再建策を討議しても、衰えゆく党組織や「勢力範囲」との結合関係を維持し回復するには至らなかった。五一年十月のセーヌ県連大会で県連の宣伝担当書記ケストは「理想もミリタンも持たない代わりに、金儲け主義者、「議会回廊の」一流の航海士、権謀術数の達人たちを取り揃え、急進主義は第三共和制が経験したような小文字のPの『政治』にこそ最も適合していた。第四共和制もそうした小文字のPの『政治』と遂に手を切ることができずにここまで来てしまった」と報告した。「第三勢力」後期の四年間でMRPに進行したものは、党組織の劇的な崩壊と、ミリタン主義の組織原理の否定、そして議員団に対する統制の強化であった(三三一—三三四頁)。

おわりに

「組織された第三勢力」の挫折と共に、第四共和制の「少数の『組織政党』による議会体制の刷新」の夢は潰えた。新たな「窓のない家」は、「組織政党」を基盤とする点で、第三共和制期のそれとは異なるメカニズムを持ち、その閉鎖性はむしろ強化されていた。そこでは、「組織政党」は、広く社会の諸勢力に浸透してこれを国家に媒介するという本来期待された役割とは反対に、フランス政治上前例のない強固な政党規律をもって、各党の「勢力範囲」の諸運動・組織を含めた議会外勢力を議会から排除・隔離する機能を果たしていた。マンデス・フランスはこの機に乗じ、一九五三年六月の信任演説以来、閉鎖的な「政治階級」と諸政党指導部を批判して喝采を浴びた。しかし社会党やMRPの指導部は、マンデス・フランスの試みは党規律を破壊し「組織政党」の概念自体を否定するものと激しく反発し、より頑なになって党規律を強化していった(三三九—三四〇頁)。

一 ミリタン主義を巡る逆説

五〇年代初頭までの段階では、派閥の公認による党組織の自律性の確保や党書記長の閣僚兼任禁止など、両党内の政権参加反対の少数派の掲げた要求には共通項が多かったが、社会党とMRPとでは、党の実権を握った主体が異なったため、少数派の挑戦に対する対応策も異なり、党組織構造の変容も対照的なものとなった。ミリタン主義が連合政治の論理と衝突した時、それは、「三党体制」や「組織された第三勢力」の議会体制の革新への試みを困難に陥れただけでなく、党組織の衰退と閉鎖化が進んだ「第三勢力」後期には、政党組織と連合政治の双方を変質させる元凶となった（三四〇―三四二頁）。

二 MRPの一元化―ヨーロッパ化とマンデス・フランスの衝撃

この逆説は、五二年以降のMRPの変容を見れば、いっそう鮮明となる。五三―五四年、社会党同様、ミリタン主義の名の下に、反ヨーロッパ派の多かった運動派左派は分断・抑圧され、一元化が推し進められたのである（三四二頁）。

(1) 党組織のテコ入れとヨーロッパ化

五二年五月大会で、P・H・テトジャンを第三代総裁に選出してMRPを全党挙げての「ヨーロッパの党」にいわば「改造」する試みに乗り出した。それは第一に、社会経済軸の重要性を薄めることで党内左派の反発を弱める争点管理を狙ったものだった。第二に、書記局では、党組織・ミリタンに対する動員軸としてヨーロッパ理念を積極的に打ち出し、沈滞を極めた党組織を復活することが構想されていた。反面、アモンら運動派左派の強硬派（「硬左派」*gauche dure*）は、社会経済軸を後景に退かせることは、ヨーロッパの名の下に解放以来の党の「社会的使命」を放棄するもので、到底受け容れられなかった。だが、こうした反CED派は「ヨーロッパ熱」の中で孤立感を深めた（三四三―三四四頁）。

(2) マンデス・フランスの登場と反CED派の除名

CEDを推進する指導部と「硬左派」を全面対決に導いたのは、マンデス・フランスの登場である。マンデス・フランスの信任

演説は、ヨーロッパ軸を前面に出すというMRP指導部の争点管理を真つ向から否定し、逆にインドシナやCED等の争点を「清算」して社会経済軸を前面に押し出すという全く逆方向の争点管理を提示するものだった。苦境に立たされた党指導部が、マンデスを真つ先に支持したアモンやドニラ、CED反対派に対して抑圧を強化したのは当然である。五四年八月三十日にCED条約批准棄却が確定すると、党指導部は、下部組織・ミリタンのマンデス・フランス糾弾の圧倒的な声を背に、再び造反したアモン、モンテュー、H・ブーレ、ドニを除名した。五四年十二月、アモンらの除名に連帯して、セーヌ県連を運動派左派を纏めてきたマレクが離党するに至ったのは特筆に値する。ミリタン主義の組織原則を掲げて抵抗の砦を維持してきた運動派左派も、ミリタン層のヨーロッパ熱を巧妙に利用し、転倒したミリタン主義を掲げて統制強化を図る指導部の攻勢の前に、最早抵抗の論理さえ失い、党を後にせざるをえなかったのである(三四四―三四七頁)。

三 集権化と党分裂、「勢力範囲」の解体

運動派左派の除名・離党は、指導部の想像以上に重大な打撃を党にもたらすことになった。除名直後、アモン、ドニらは「青年共和国(連盟)」への入党を発表し、開放以来、MRPに対抗してキリスト教民主主義最左派の孤塁を守ってきたこの小党は一気に勢い付き、MRP批判に熱を入れた。MRPにおいては、まず議員団への統制強化、最高指導層への集権化が進められ、その後転倒したミリタン主義を用いて党組織全体に統制が拡大された。集権化と一元化が相伴った結果、ミリタン主義原則に固執する運動派左派は党内民主主義の可能性に絶望し、敢えて除名されるか離党の道を選んだ。これに対し社会党では、一元化はMRPより早くから着々と進行したが、集権化の方は、執行部・書記局が試みる度に、大県連などが抵抗し、執行部を窮地に陥れてこれを阻止してきた。これに対して、五六―五七年のモレ「共和戦線」内閣の下では、指導委員会の改組に伴って拡大された執行部への権限集中が行われ、一握りの少数派議員たちの「アルジェリア和平のための社会党行動研究委員会」(Comité socialiste d'étude et d'action pour la paix en Algérie)の異議申し立ては、強力な「組織された分派」にまで発展したのである。五八年の党

分裂はその延長線上に生じた(三四七—三四八頁)。

三 著者の他著からの考察

ここで、別の中山論文にも言及しておきたい。

「フランス第四共和制の政治経済体制…二つのモネ・プランと五三年危機——「近代化」と〈国家社会関係〉の歴史的展開——」において著者は、二十世紀前半のフランスと後半のそれとは、政治・経済のいずれの側面でも対照的である、と主張し、いわば「二つのフランス」の間の構造的転換は第五共和制への体制の交代によって一足飛びになされたのではなく、第一次世界大戦以降、半世紀に亘って漸進的に進行したものだ、と言う。著者によれば、第四共和制は、「二つのフランス」の間を繋ぐ過渡期、二十世紀後半の直接的起源・形成期であるといえるとする。にもかかわらず、従来の政治史研究は議会内部に視野を限定してきたため、第四共和制は近年の再評価に到るまで、小党乱立と内閣の不安定によって、政治的混乱や国家の威信の失墜、国際的地位の低下を招いた、といった同時代以来の否定的イメージで塗り潰され、過渡期としての正当な地位を与えられてこなかった。著者の第四共和制研究は〈国家社会関係〉という独自の視座に立つことによって、視野を国家機構内部から国家と社会の間の関係に拡大し、従来の研究には捉えられなかった大転換、「二つのフランス」の間の移行過程を構造的に分析し、評価の偏りを是正することを目指している(中山、一九九二、二一五)。解放後、三党体制 Tripartisme 下に試みられたのが、政党制が院外の組織化を拡大して社会アクターとの間にリンケージを形成し、これを議会主権的枠組みに統合するという選択肢であった。この試みが挫折することによって、以後の第四共和制下の国家社会関係は、議会主権的政治制度の裏側で官僚制にリンケージが集中するものとなった(中山、一九九二、二一八)。

著者は、マンデス・フランスと「国民経済省」方式の挫折について次のように述べる。一九四三年十一月、自由フランスの蔵相に就任したマンデスは「アルジェ経済プラン」(四四年二月)を提出するが、そこでは「国民経済省」方式の基本枠組みを明快に

『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」一九四四—一九五二年』 三〇三(九一九)

具体化していた。だが、マンデス国民経済省の計画化の試みは、社会アクターの協力が問題となる前に、国家機構統合の段階で挫折した。四四年秋以降、マンデスはSFIO（社会党）・プランリスト、さらにはPCF（共産党）に接近し、その支持によって彼の構想実現を図る戦略を取った。だが、彼の左傾化は閣内で孤立を招き、四五年三月末、辞任した。彼の辞任は、SFIO・プランリスト構想の実現の可能性を失うことになった。また彼の敗北は、分節化した経済官僚機構を大国民経済省の下に従属させることで、計画化に必要な国家機構の統合を図る方式が最終的に失敗したことを意味していた（中山、一九九二、二二六―二二七）。

マンデスと国民経済省が失敗した国家機構の統合にジャン・モネが成功した理由としては、第一に、アメリカからの資金援助の獲得という *impératif* を獲得したこと、第二に、PCFとの同盟関係を確立したこと、が最も重要である（中山、一九九二、二二八）。三党体制下、各党は自党閣僚の党派的人事で各省の管轄領域を「植民地化」していったが、組織力で他を圧倒するPCFが最も効果的に勢力圏を形成した（中山、一九九二、二三五）。

解放前後のSFIOは、ブルムやオリオールらの政党制改革構想に基づき、キリスト教民主主義勢力を含めた非共産左翼を結集し、イギリス労働党をモデルに、統一された強力な労組との間にリンケージを持つ「大労働党」へ飛躍することを構想していた。しかし、この構想はあらゆる面で挫折した。非共産党左翼の結集は、MRPの結成と合同拒否で解放後早々に潰えた。更に、SFIOは労組の大部分をPCFに奪われた（中山、一九九二、二三八―二三九）。

モネは「初期モネ・プラン体制」の全面的破綻を見て、四八年中には「初期モネ・プラン体制」下とは全く異なるリンケージ構造を持つ「修正モネ・プラン体制」を成立させた。それは、農民組織や業界団体と、官僚制の緊密な結合という点で、第五共和制下の国家社会関係の原型をなすものといえたと著者は主張する（中山、一九九二、二三三―二三五）。

四七年末以降、PCF・CGTの勢力圏を破壊し、ゲッター化させることによって、政党制は、自らの最も重要なリンケージを自ら体制から排除した形となり、国家社会関係における地位を低下させた。のみならず、SFIOとMRPの側でも、デフレ政策下の政権担当と、提携する労働組合内部の少数派の反対のために、労組とのリンケージは磨耗した（中山、一九九二、二五九）。

五〇年五月のシューマン・プランの発表の前後からモネはCECA（ヨーロッパ石炭共同体）の実現に専念し、五二年七月、幕僚の大半を連れてCECAのHaute Autoritéへ転出した（中山、一九九二、二六二）。

「五三年危機」とは、財政危機と、市場競争論者に転向したマンデスの運動によって、同年夏に三つの反乱、即ち、プジャード運動・小農反乱・官公労ゼネストが引き起こされたことを指す（中山、一九九二、二六五）。

五三年危機において、第一に、「修正モネ・プラン体制」下の国家と農民組織・産業界の間のリンケージ（農民組織）、ないしこれを支える部門内の組織秩序（産業界）が崩壊した。第二に、五三年危機は、第四共和制後半を彩る旧中間層の直接行動による社会的政治的騒乱状況の幕を切って落とし、体制の「崩壊」に至る政治危機の背景を生み出した。政党制の社会アクターに対するリンケージと制御能力は「初期モネ・プラン体制」の崩壊とともに大幅に低下し、「修正モネ・プラン体制」下には、議会・政党制は（制度上は主権的であるにも拘らず）官僚制と社会アクターの間のリンケージの緊密化の中で取り残されていた（中山、一九九二、二八二―二八三）。五三年危機の結果、政党制は労組とのリンケージすら失って社会アクターに対する制御能力を一切奪われたまま、プジャード運動の直接行動や五六年選挙での進出、農民反乱の頻発などの政治社会的騒乱状況に対応せねばならなくなり、これが過剰な負荷となって、アルジェリア戦争等を巡る政治体制の危機に拍車が掛かったのである（中山、一九九二、二八三―二八四）。

要するに、と著者は結論づける。第四共和制の「崩壊」と第五共和制への移行の過程の背景には、議会主権的政治制度と、政党制の国家社会関係上の地位の低下や社会アクターに対する制御能力の喪失との間の乖離があった、と著者は言い、複数争点の交叉によって断片化した諸政党を社会経済争点への一元化によって再結集し、議会内の政党制のチャンネルとしての有効性を上げることが、第四共和制の取りうる唯一の道だったが、非共産左翼もモデルもこの課題に失敗したとする（中山、一九九二、二八四）。

“Pierre Mendès France et les partis politiques sous la Quatrième République : volonté de rénovation et morale démocratique”

〔ピエール・マンデス・フランスと第四共和制下の諸政党——革新の意志と民主主義精神——〕において著者は、マンデス・フランスが首相の座にあった時、社会党やMRPにおける首相に対する敵意は非常に強く、二党の指導者の考えでは、首相の統治のやり方は両党の原則を破壊するどころか、政党そのものの概念を否定するものだった。そこから、この点に関し、シャルル・ド・ゴールとマンデス・フランスは共通点があるというまちがった仄めかしが出てくることになる (Nakayama, 1998, 61)。しかしながら、著者によれば、マンデス・フランスは、モーリス・デュヴェルジエが投票規律とミリタンの統制に依拠する「大衆政党」と呼ぶところの「組織政党」に心から賛同していた (Nakayama, 1998, 62)。

クロード・ニコレ Claude Nicolet の「マンデス・フランス、マンデス主義、共和派的伝統」という一九八三年の論文以降、マンデス・フランスは第三共和制を継承する、とくに「急進党」的 radicale 政治文化によって訓練された政治家であるとしばしば強調されてきた。だが、マンデス・フランスは、同時代の他の多数の政治家と違って、彼の時代において、政党に特権化された場所をあたえることに同意しなかった。急進党に所属していることは彼にとって問題ではなかった。そして政治行動の重要な様式において急進党の所属は何の影響もなかった (Nakayama, 1998, 62-63)。

一九五三年から一九五四年にかけて議会ならびに政治制度全体は、非常に硬直し閉鎖的な諸政党によって、かなり閉じ込められた様相を呈していた。ヨーロッパ防衛共同体 (CED) やライシテのような多数の交差する亀裂によって惹き起された政党間の争いの結果、議会における安定した実現性のある多数派を見出すことは困難であった。一九五三年五月のまさにこのような条件のもとで、政党間の亀裂を超えて支持を受け、再編成の希望に火をつけたのが首相候補となったマンデス・フランスだった。事実、社会党においてもMRPにおいてもマンデス・フランスの政策とスタイルに好意的な強い動きが、少なくとも一九五三年五月には、存在した。しかしながら、諸組織政党の指導者層はこの再編成の可能性を抑圧し、マンデス・フランスに好意的な議員やミリタンに統制を強めた (Nakayama, 1998, 64-65)。

一つの問題が残る。すなわち、なぜ、第三共和制の政治家であるマンデス・フランスは、困難を伴わないことはないのに、組織

政党の規律と一枚岩主義を受け容れたのか？ それは、ワグラム大会 *Congrès de Wagram* 後の彼の談話にあるように、党内のミリタンの潜在的な役割を再発見しているからである。それはまた、モリス・デュヴェルジェがある種の大統領制に賛同した後、回顧的に命名したように「一九四五—一九四六年の理論」であるに違いない。解放期には、MRPの指導層やレイモン・アロンを含め、多数の政党人がこの理論を支持した。マンデス・フランスも「レオン・ブルムによってかつて表明された考え」という言葉にあるように、この列に加えられるのである (Nakayama, 1998, 68-70)。

結局、第四共和制は、初期において、国民に根ざしていると同時に外部に開かれた政党を振り所とするミリタンの共和制であったと考えられた。不幸にも、一九五五年、社会党とMRPの指導者たちは解放期のこの夢の実現を完全に座礁させていたことが明らかとなった。一九四七年以降、この二つの政党は大多数のミリタンたちを急速に失っていた。だからこそ、マンデス・フランスは、主権者たる人民と国家の間に効果的な絆をもたらしてきた急進党を、ミリタンの党に革新することによって、社会党とMRPの解放期における夢であったがすでに放棄されていた夢をあらたに追求しようとしたのである (Nakayama, 1998, 70-71)。

“La naissance de la Troisième force et la lutte contre la hausse des prix : échec de la dernière offensive des «partis organisés»”
[『第三勢力』の誕生と物価高騰に対する闘争——『組織政党』の最後の攻勢の失敗——] において著者は、「第三勢力」には二つの定式があると言う。矛盾すると同時に防御的な議会の術策という軽蔑的なイメージにもかかわらず、「第三勢力」は、初期において、人民の結集したダイナミックな運動であろうとしていた、と言われている。著者の言う「組織された第三勢力」*«Troisième force organisés»* は、なぜ失敗する道行となるのか。購買力の維持、これが「第三勢力」の第一の目標であった (Nakayama, 2000, 269-270)。しかしながら、両党にとって物価高騰に対する闘争は急速に低落する政党組織の再建を可能にするものでなければならなかった (Nakayama, 2000, 273)。

社会党とMRPには共通の懸念があった。共和制を救い彼らの組織を守るために、第三勢力の政府は、給与価格の不平等と食糧

難を解決して、購買力を回復することに成功しなければならなかった。しかしながら、閣僚や議会の指導者たちはどんな犠牲を払っても内閣の危機は避けようとした。このことは、社会党の執行委員会やMRPのミリタンの指導者たちが給与と価格の問題で彼らが望んだ結果を獲得することを妨げた (Nakayama, 2000, 274-276)。

三党体制 *tripartisme* 下では三つの組織政党はフランス社会に深く根付き浸透していた。三政党は社会と国家の絆であろうとした。だが、共産党との決裂以降、第三共和制タイプの政党の湧出に直面するだけでなく、社会党とMRPの国民への影響力の衰退が原因で、社会党とMRPは後退していった。第三勢力はこの両政党の基盤組織を活性化させ、組織政党の体制を再確立するための最後の試みだったのである (Nakayama, 2000, 280)。

“Un autre regard sur l'échec de «renovation» mendésiste du Parti radical : du point de vue des fédérations” (「急進党におけるマンデスの『革新』の失敗に関する別の視点——県連からの見方解——」) において著者は、セーヌ県急進党県連委員長であり、フォール派でもマンデス派でもなく急進党の代理人と言われたジャック・C・ペリエー Jacques C. Perrier の叛乱 *révolte* 問題を題材として、マンデス主義者たちの革新の失敗を論じている。著者によれば、急進党の「革新」は、議会における社会党との決裂のような上部 *d'en haut* だけでなく、組織の革新の急進性という下部 *d'en bas* においても失敗していた (Nakayama, 2002, 591-592)。

著者はヴァール Var 県連のイヴォンヌポンス・ド・ポリの事例も考察したうえで、次のように結論する。セーヌ県とヴァール県の県連の事例は、党組織の観点から言つと、急進党の「革新」*«renovation»* の流産はマンデス・フランスが党の基盤と共存して行くことに失敗したことに起因する。つまり、諸県において、マンデスの革新を忠実に協力している苛立った若年のマンデス主義者や「正統的な」*«orthodoxes»* 県連の幹部たちが構成する基盤部分をないがしろにしたのである。たしかに、マンデス・フランスは一九三〇年代以来の正統的な急進派であり第四共和制の革新のシンボルであったから、同じ党内におけるミリタン主義の二つ

の流れを調整できる唯一の指導者だった。だが、この調停役を果たすためには、奇異に見える新しい問題に直面して一部分の「革新主義者」*«renovateurs»*を押し留め、「正統主義者」*«orthodoxes»*の不安を解消するという組織にかかわる熟達した技芸が必要だった。マンデスとその取り巻きの少数の指導部は、この非常にデリケートな作業をうまくこなすという試練に耐えられただろうか？ここで、解放後の社会党において、ミリタンたちの二つの世代を調整することが失敗したことを想起することは無益ではない。この意味で、一九四六年夏のモレ派のクーデタは、ダニエル・マイエル Daniel Mayer の「レジスタン派」*«résistants»*の方針に対する「伝統派」*«traditionnels»*の不満の表現であった (Nakayama, 2002, 594-595) と著者は主張する。

「例外としてのフランス…なぜキリスト教民主主義政党は根付かなかったのか——世紀末の組織化の挫折と媒介構造の形成——」において著者は、教会が、まず一八七〇年代末から一八八〇年代前半にかけての共和派政権による一連の反教権立法に対して、信徒を組織化するコストを避けて、議会王党派との同盟でこれを代替する道を選び、次にブーランジエ事件で王党派の敗退が決定的になると、共和制に参加する戦略 (一八九二年の回勅 *Au milieu des sollicitudes* によるラリマン Ralliement) を採ったため、結局、大衆組織化とそれによるカトリック・アイデンティティの形成がなされずに終わった (中山、二〇〇二、三四) とする。カリヴァスのように、教会による第一次組織化のイニシアティブの有無だけで説明しようとするのは、少なくとも論証不足である (中山、二〇〇二、三四) と著者は言う。すなわち、教会上層部、下層聖職者・平信徒など、カトリック・ミリュー内部の勢力配置、特に組織化戦略に関する分岐が決定的となる (中山、二〇〇二、三五)。

フランスのカトリック活動団運動は戦間期の「第二のラリマン」と呼ばれる時期に最盛期を迎え、教区単位の信徒団体を積み上げた FNC (全国カトリック連盟、加盟者数二〇〇万前後) は、「左翼カルテル」に対抗して教会は宗教的利害を擁護するため、教会と提携する保守系候補を支持する大規模な選挙動員を行った (中山、二〇〇二、三五)。ラリマン戦略期の末期、一九〇二年にピウ (J. Piau) とド・マン (Albert de Mun) らの主導で結成された ALP (人民自由行動党 *Action Liberale Populaire*) の挫

折を重視し、同党の選挙での(相対的な)敗北も大衆組織化を欠いたためだとするのがカリヴァスの見解である(中山、二〇〇二、三五)。

だが、ALPが一九〇二年に七八議席とますますの成果を挙げながら、急速に衰退していったのは、ALPが穏健共和派と組んだ野党連合が急進党を中心とする与党・左翼ブロックに敗北し続け、目標とした反教権立法の廃棄を勝ち取ることができず、また、この敗北によって穏健共和派との連合が解体した結果、ALPが教権政党と見なされることを教会側が恐れたためであろう、と著者はいう(中山、二〇〇二、三六)。フランスにおけるカトリック政党の試みは、基盤にしたカトリック系大衆組織が、教会の権威に依存して動員を行い、その厳格な統制下にある信徒組織だったために、隣国のように、教会の政治戦略の転換に抗して、永続的な存在になりえなかった(中山、二〇〇二、三六)というのが著者の考えである。

カリヴァスも主張するように、宗派政党の設立には、平信徒組織が教会組織からの自律性/自立性を備えることが必要である(中山、二〇〇二、三六)。教会上層部の妨害を乗り越えて宗派政党の設立が可能になったのは、(最終的には)教会の手の内にある宗教的信念だけに頼るのではなく、むしろ職能ごとの経済利益に基づく職能組織こそが、永続的な宗派(キリスト教民主主義)政党の形成に必要な平信徒組織の教会組織からの自律性/自立性を生み出すのである(中山、二〇〇二、三六)。ドイツやイタリアでは、反教権立法などによって昂揚した宗教的信念に基づく動員を、経済利益によっていわば「固定化」したのに対して、フランスはこれに失敗したのである(中山、二〇〇二、三六)。

その結果、一九〇一年の回勅(Graves de communi)以後、弾圧を受ける政治的なキリスト教民主主義派を後目に、イデオロギーに関心のない、経済主義的な指導者層の手で、カトリック労組は飛躍的な発達を遂げていった(中山、二〇〇二、三七)。

教皇の直接の後援を背景に、一八九三・一八九四年のランス、一八九六年のリヨンとそれぞれ地元の民主派の大司教の支持を得て、「キリスト教労働者大会」を開催したが、一八九四年の第二回大会で、早くもド・マンや北部カトリック経営者層など、階級横断組織派との決裂が決定的になった(中山、二〇〇二、三八)。

イタリアと並んで、教皇庁の方針の影響を最も強く受けたフランスでは、教会組織の直接的な統制下におかれるカトリック活動団の組織化が推進される一方で、教会からの自律性を主張する職能利益の組織化の試みは悉く「社会的近代主義」としてイデオロギー的攻撃の対象となったのである（中山、二〇〇二、三九）。周縁化された民主派は、政治的キリスト教民主主義へと急進化して、弾圧（一九一〇年、サンニエ Marc Sangnier 率 *ラ・レニオン* Le Sillon の否認）を受け、逆に教会上層部で影響力を強めた第一派は極右団体のアクション・フランセーズとの間に事実上の提携関係を築いた（中山、二〇〇二、三九）。

フランスでは、結局、国家官僚制（農業省）が農村への浸透を強化していったのである（中山、二〇〇二、四二）。世紀末の大衆（職能）組織化の有無が決定的分岐点になるのは、組織化に成功した宗派勢力や社会主義陣営は、系列の政党が政権獲得（ベルギーやオーストリアのカトリック、オランダの宗派連合）や議会での連合や交渉（ドイツのカトリック）などを通じて、農業政策や社会保障政策（住宅政策も含む）の制度設計に関与し、おのおののミリュアの職能団体を国家と社会の間の媒介の構造に埋め込むことができたからだった（中山、二〇〇二、四三）。

フランスでは、強制化や国庫支出など、社会保障システムに対する国家の関与のレベルは、第二次大戦後の大改革（「ラロック・プラン」）に至るまで比較的低かったと著者は主張する（中山、二〇〇二、四五）。

四 いくつかの問題点

著書を評した剣持久木は次のように述べた。「フランス本国においてすら歴史上影が薄い、この第四共和制を、政党政治史の観点から再評価し、組織政党という、近代政党であれば自明のように思われる形態を当時のフランスの政党がいかに獲得しようと試みたのかを丹念に跡付けたのが本書である。戦後のフランス政治で目立つのは、ドゴール派と共産党であるが、本書の意義は、あえてこの二つの政党ではない、第四共和制の政権与党の旧社会党とMRPという（今はなき）二つの政党に焦点をあてることで失われた試みのダイナミズムを分析していることである」（剣持、二〇〇三、八六）。おそらく正鵠をえた評価だと思われる。ただ、

評者は組織政党を近代政党であれば自明であると言いつけることに躊躇を覚える。評者もかつて、デュヴェルジエ (Duverger, 1951, p. 96) に倣って、大衆政党と幹部政党を理念的に二分化して考察するとき、フランス急進党とベルギーキリスト教社会党をそれぞれの代表例にあげた (土倉, 二〇〇〇, 三五―四二) が、はたしてそれでよかったのであろうか、自問しているのが現状である。評者は最近ベルギーキリスト教社会党にも関心を持っている。著者も「解放期に移植された『組織政党』モデルが議会体制に革新の可能性だけでなく、少なからぬ負の効果をもたらしたことを直視せねばならないと考える」(二頁) と述べている。

剣持によれば、「著者が示す本書全体の分析枠組みとは、まず政党組織の構造変化を捉える枠組みとして、縦軸に統制の強弱(多元性か一元性か)、横軸に動員の高低(開放性か閉鎖性か)を設定し、本書の対象、社会党とMRPは解放期にはいずれも、多元性、開放性の象限に位置していたのが、体制末期には一元性、閉鎖性の象限に移動しているという。この枠組みで特徴的なのは、左右の対立とは別の組織軸をめぐる対立構造、具体的にはミリタン政党本来の姿を目指す『運動派』と議会連合政治に党組織を適合させようという『議会派』の対立構造の設定である。さらに、政党と連合政治の間の絶え間ない矛盾、対立に対する調整手段として、著者が注目するのが『争点管理』である」(剣持, 二〇〇三, 八七)。見事な把握である。敬意を表したい。そのうえで、言うのだが、著者は多元性、開放性を理想としているのだろうか、と問わざるをえない。民主化というのは一見そのように見える。しかし、政党組織論から言って、一元性と閉鎖性を看過しては成り立たないことも大事だと思う。つまり、政党組織研究に必要とされるのはプロセス、テンポ、タイミングなどではないか、と最近考えている。次に、やはり民主化に関わる問題として、左右の対立とは別の組織軸としての「運動派」と「議会派」の対立構造なのであるが、左翼政党においては、普通は、左の「議会派」、右の「運動派」は考えられないのである。「振れ現象」はあると思う。だが、別の組織軸ということ考察する時はそれだけの論理、論証が必要だと思われる。最後に、著者が注目しているのが「争点管理」であることについて、剣持に同意するが、著者に聞くとすれば、リーダーシップはどうなるのか、という問題である。「争点管理」は重要なリーダーシップとも言えるが、リーダーシップはそれだけにとどまらないと考えている。

剣持によれば、「一方、MRPについては、従来の研究では、大衆政党の外観をした幹部政党で、議会、政府での柔軟な活動に適した『政権党』と位置づけ、ミリタン政党あるいは組織政党とすら呼べないというのが通説であったが、著者はこのような見方は一九五〇年代後半の党のイメージを遡及させたものに過ぎないと批判する。レジスタンスの中からまさに誕生したMRPのミリタン性は、『党』という名称を拒否し、『運動』と自称したことにも現れている。とはいえ、党書記局や地方組織の担い手はカットバック青年運動出身のミリタン層であったが、議員の方は戦間期以来のキリスト教民主主義政党出身者が主導権を握るといいうように、左派的傾向が強いミリタンと保守的な選挙基盤を持つ議員の間で、運動派、議会派の対立構造があった。それに加えて、運動派の右翼にはドゴール派が無視できない潮流を占め、また労働者班を中心とする労働翼も、議員団左派とは区別された存在であった」(剣持、二〇〇三、八八)。

このように、剣持は、著者のMRP像の新鮮さに注目するわけであるが、同感である。ただ、それだけに、著者のMRPに対する過大評価、思い込みにも平凡な疑問を提出することも一つの考え方であろう。まず、単純な言い方になるのだが、レジスタンスの中からまさに誕生したMRPと著者が主張するには、レジスタンス期の運動についてあまり触れられていないようである。これは、戦間期のキリスト教民主主義政党であるPDPとMRPの連続面と断続面を考える際に重要だと思われる。MRPの基本的な問題として、運動派と議員派のあまりにも大きな溝の存在とあってよいのだが、別の見方をすれば、解放直後の混乱期における政党形成のあり方ということができる。評者は、第四共和制期のアンリ・クレーユについて調べたことがある。クレーユの選挙地盤であるコレーズ県の一九四五年一〇月二二日の第一次憲法制定議会選挙で、定員四名のところ、五名立候補して、クレーユは落選した。当選したのは共産党二名、社会党一名、MRP一名であった(土倉、二〇〇一、一六)。コレーズ県はいわば田舎であるから、このような議員とパリのミリタンは違うかもしれない。したがって、興味深いのは、このような議員が左派なのか右派なのか、また彼を当選させた運動は右派なのか左派なのかということである。つまり、コレーズ県で一名のMRP議員を誕生させたのは、議員の力なのか、ミリタンの力なのか、興味もたれるのである。なお、運動派の右翼にはドゴール派が無視できない潮流を占めた

いう印象を剣持ほどには評者は持たなかった。議員派にドゴール派が多かったのではないかと思っている。

「三党体制については、これまでは、共産党の去就にばかり目が向けられがちであったが、本書の意義は、他の二つの政党の主体的な側面に光をあてて、従来、決定的な変質として捉えられていた共産党下野の意味を相対化した点であろう」と剣持は述べる(剣持、二〇〇三、八九)。たしかに、第四共和制期の社会党とMRPについて政党組織論的にこれほど究明された研究は今までなかった。とはいえ、著者には酷な注文であろうが、これが、社会党とMRPの全体像であろうか?という疑問を提出することは許されようし、もっと言えば、共産党の主体的な、あるいは主体的でなかった側面はどうなるのかという問題を提起しておきたい。

著者もそうであろうが、評者(土倉)も共産党のサブカルチャー構造には関心を持ちつつけている。三党体制は、剣持の言うように「冷戦の有無に関わらず早晚崩壊が運命づけられていたのでは」という疑問(剣持、二〇〇三、八九)を評者は持たなかった。

三党体制の崩壊は、冷戦という国際政治的文脈だけではないことは著者の言うとおりであるが、冷戦を抜きにしては考えられないのである。例えば、一九四七年秋の状況の悪化について、イタリアの状況にも注目して、フランスの政治史学者グロセルはコミンフォルム結成とともに生じた共産党の行動の変化を挙げている(グロセル、一九八七、一〇七)。イギリスの政治史学者ウイリアムズは次のように言う。社会党とMRPは政党規則の主唱者でしかなかった。政党組織が強力になりすぎたと信じる急進党や保守主義者たちは政党権力や凝集力を強化する施策には反対して、半制度的なものを作ろうとした。そして、極めて皮肉なことであるが、個人主義的観点が最終的に勝利したのは共産党のお陰である(Williams, 1958, 346)。

「第三勢力体制期全体を一絡げに否定的に片づけたくないという著者の意図はよくわかるが、第三勢力体制初期の『組織政党』再生への著者の思い入れが、皮肉にも、本章の叙述を本書全体の中では相対的にやや説得力を欠くものにしてしまっているような気がする」と剣持は述べる(剣持、二〇〇三、九〇)。賛成である。結局、第三勢力体制をどのように見るかに関わってくる。大雑把に言えば、「組織政党」再生は第三勢力体制期では無理であろう。しかし、このことは第三勢力体制期を少しも貶めるものではない、と評者は考える。

「党規律の維持を最優先とするモレ執行部の組織政策は、単純な中央集権ではなく、ノール県連など大県連らの『地方諸侯』に對して内政不干涉という構造的妥協によって成立した書記局・大県連連合という形で進行する。モレの戦略は、ミリタン主義を前面に押し出すことで、党規律の徹底と一元化を押し付けるといふ、いわば『転倒したミリタン主義』であった。他方、この『第三勢力』後期は、MRPにおいても政権参加の継続が党組織に大きな負荷を与えていた。これに對処するために社会党では党執行部による統制強化がとられたが、MRPでは、統制強化の主体は議員団幹部、閣僚層であった。つまり、MRPにあっては議会政治の論理に党組織が従属させられるという明確な形で統制強化と集権化がすすめられ、党組織の衰退、そしてミリタン主義原則の否定など、組織構造の顕著な変化が起こっている」と劍持は著書の一面を要約する（劍持、二〇〇三、九一）。第三勢力後期の社会党とMRPの政党組織構造を的確に描き出している箇所である。『転倒したミリタン主義』は著者の造語であろうか。組織政党の末路を表現するにふさわしい用語だと思われる。第四共和制期の社会党がどこまで理想的な組織政党であったのかどうかは別として、当時における社会党の全体像の解明は重要であろう。そのことはギ・モレ論とつながる。彼はレジスタンスに従事し、アラス Arras の市長を務め、一九四六年から社会党の書記長となり、一九五七年には首相にまでなった人物である。ある意味で第四共和制を代表する政治家である。評者が著書を裏からのギ・モレ論と読みたくなったほどである。もちろん著者の理想とする政治家はマンデス・フランスであろう。それは後で触れる。そこで、率直な疑問は、単純化して言えば、モレはミリタン主義を転倒させたのかということである。権力追求家としてミリタン主義を悪用しただけではないかと思いたいのである。したがって、劍持のように『保守的』なイメージが支配的なギ・モレの、この第四共和制初期におけるミリタン左派としての姿に本書で触れたことは新鮮な驚きであった」（劍持、二〇〇三、九一）ことには同感はできない。フランス政治史には、クレマンソーを初めとして、「転向者」があまりにも多すぎるのである。さて、ここで重要なのは、社会党に明確に對比される「統制強化の主体は議員団幹部、閣僚層であった」MRPである。これは、MRPが組織政党として未熟なのか、したがってMRPが衰退傾向にある時期に出現した微候なのか、あるいは、もともと政党というものは議員が大きな位置を占めるとしたらやむをえないのか、一般論として大事な問題

点であると評者は考えた。

それにしても、著者はMRP像を一変させた。MRP研究はさらに深化される必要があるが、それは著者の業績を十分に評価することから始まらなければならない。さて、イギリスの歴史学者ヴィネン Vinen はMRPを次のように描く。フランス第四共和制のもっともめざましい出来事は新しいキリスト教民主主義の政党であるMRPの登場である。この政党は一九四六年の十一月の選挙で二六%の得票率を獲得し、議会において共産党に次ぐ大政党となった。しかしその支持のレベルはその力量の継続が不可能であることを示していた。「初期の勝利はうわべだけだった」(Williams, 1958, 79)。党への支持は、一九四七年の市町村選挙で落ち、一九五一年の総選挙では一一・五%を獲得しただけだった。このMRPを大きく躍進させ、そして短命な成功に終らせた選挙民の性質はあまり注目されていない。「数百万のフランス人の保守主義者たちは、以前の政治家が信用できないことによって当惑しつつ、強力な共産主義に対する防波堤を求め、それをMRPに託した」(Williams, 1958, 79)と当然考えるところをMRPに親近感を持つ歴史家はこの問題を説明しようとする (Vinen, 1995, 137)。

ヴィネンによれば、MRPにおける「左翼」の指導者(政治家)と「右翼」の支持者(選挙民)という月並な対比は見当違いだと言う。つまり、MRPがゲーツケル Gaitskell 的労働党の聖職者版に発展しなかったのかと問うのは間違っているのだから、むしろ真の問題はなぜMRPがイタリアのキリスト教民主主義政党のような大衆的キリスト教保守政党に発展しなかったのかにあると言う (Vinen, 1995, 137)。たしかに、MRPには反資本主義がある。だが、反資本主義はこの時期の左翼の明白なイデオロギーではなかった (Vinen, 1995, 137)。イギリスの歴史家シェナン Shennan はMRPの矛盾に焦点をあてる。すなわち、一七八九年の社会経済政策を遂行することを提案しながら、ル・シャプリエ Le Chapelier 法を適用することには不同意で諸個人を自然な共同体に再統合することを望んだ。MRPの政策にはこの意向が反映されている (Shennan, 1989, 83) (Vinen, 1995, 146)。マンドス・フランスは左翼の英雄と一般的に見なされているが、経済問題に関しては高度に自由主義的であって、このことがMRPが彼を支持しない理由となっていた。この拒絶はEDC(ヨーロッパ防衛共同体)問題でマンデスに対するMRPの仕打ちの影で

見過ごされる点である (Vinen, 1995, 146-147)。一九四六年、第三共和制とドイツの占領に反対してMRPに投票した国民は、一九四七年には追放 epuration と三党政治に反対してRPFに投票したのである (Vinen, 1995, 146)。だが、RPFが多数派になることは出来なかった。その意味で第三勢力は重要である。とにかく、MRPは解放以来常に与党だった。MRPは、ちょうど第三共和制で急進党が占めていた、フランス政治の権力の枢要にいた (Williams, 1958, 89) と言えよう。とはいえ、フランスのキリスト教民主主義にとって不幸だったのはMRPが取るに足らないグループから議会における大政党に成長してゆくためには第二次大戦以前の経験がドイツやベルギーに比べてあまりにも貧弱だったことである。MRPの未熟さ、政治的ナイーブさは深刻なハンディキャップであった (Vinen, 1995, 164)。MRPの党大会は三〇代の年齢層が支配的だった (Williams, 1958, 83)。また、一九四六年に当選した国会議員は大部分が三六歳以下だった。若年議員が多いということに勝るのは共産党だけだった (Williams, 1958, 84)。MRPがイタリアのDCの成功を見習うにしては地方の名望家の基盤がなかった。MRPが保守的な地域から多数の票を引き寄せた時ですら、これらの周旋屋 power brokers を勝ち取ることに失敗した (Vinen, 1995, 166)。これは、西ドイツでアデナウアーが、ケルンの悪名高い放漫財政市長として、市長の最初の仕事が義弟を給料支払名簿に加える事だったというような政治的経歴を持っていた (Vinen, 1995, 170) ことと明瞭な違いがある。著者が言及した「急進党化」に関連して言えば、選挙地盤を強化する大臣ポストは急進党が独占した。MRPが大きな力を発揮した領分は外交問題だった。それは国内の選挙基盤を作り上げることに何の役にも立たなかった。端的に言えば、MRPの政治家は内務大臣のポストには誰もつかなかった。結果的にMRPはフランス国家の重要な選挙マシンには少しも近づかなかったことになる。一九五一年、フランス国内で知事も副知事もMRPのメンバーは誰もいなかった (Williams, 1958, 385) (Vinen, 1995, 171)。

アメリカの政治学者サアダによれば、MRPが新しい政党であったとしても、フランスにおいてキリスト教民主主義政党的の成立を妨げる二つの大きな要因は第二次大戦にもかかわらず存続した。それはフランスカトリックの政治的多元主義とカトリック共同体を支える諸組織の弱さと断片性である (Sa'adah, 1987, 41)。レジスタンスも下位文化の崩壊も、信仰のアイデンティティが政

治的に相応しい状況、その証拠としてMRPの創設、を作り出しはしなかった(Saïadah, 1987, 42)。結局、MRPは設立されても、左翼では社会党と衝突したし、右翼では、ド・ゴール將軍の冷淡、不信、敵意に遭遇しなければならなかった。解放期の社会党はMRPと折り合いをつけるにはあまりにも強くあまりにも弱かった。つまり、新しい「労働党」travailleuse 形成のために党を解消するにはあまりに強く、共産党に関わりなくすぐに自立するにはあまりに弱すぎたのである(Saïadah, 1987, 44-45)。サアダハは、結論として、以前の政治的伝統によって構造化された政党システムに適応するために、MRPが一つの凝集的な政治戦略を持つことを妨げたのは内部的要因である(Saïadah, 1987, 58)とする。フランスカトリックの政治的多元主義についてはフランスの政治史学者レモンが早くから指摘していたことである。彼によれば、フランスのカトリックが理想的な社会組織について同一の観念を持っていないことは驚くべきことではない。起源や条件の違いがイデオロギーの違いとして反映されるのは不自然ではないからである(Remond, 1957, 530)。

さて、ここで、著者が「あとがき」で懐旧の情をこめて回想している(三五五頁) エリック・デュアメル Eric Duhamel という若くして物故したフランスの政治史学者による「レジスタンス民主社会主義同盟」論について考えてみたい。レジスタンス民主社会主義同盟 L'Union Démocratique et Socialiste de la Résistance=L'UDSR は解放期にフランス政治の革新の機関になろうとしたが、一九四六年に共和国の「事務管理」gestion des affaires 的小政党に転進してしまう。L'UDSR は一九四六年の憲法的妥協に反対したにもかかわらず、結局は第四共和制と一体化してしまう。要(かなめ) 政党の模範 Archétype du parti charnière として、L'UDSR は第三勢力のもとでその機能を完遂する。一九五一年以降、政党システムの変容によりこの要(かなめ)グループの影響力は下降する。「緩衝政党」parti tampon となったり、要(かなめ) 政党となったりしながら、L'UDSR は補助勢力 force d'appui 以上のものではなかった(Duhamel, 1996, 92)。著者はこう書いている。「広範な『多数派現象』に基づいて成立した政権多数派の境界は著しく不鮮明となり、『第三勢力』の規律強化を阻止しようとするプレヴァンやRGRのマヌーヴァが最も効果を挙げやすい環境となった」(二二六頁)。これに対して、デュアメルは別の論文において「RGRはまた三大政党の専横に対抗して

戦ったとも考えられる」(Duhamel, 1993, 92)。評者もまた第四共和制解明のためには「共和左翼連合」Rassemblement des Gauches Républicainsの動態に注目したいと思う。著者とデュアメル対話の対話を聞きたいと望む者は評者だけではあるまい。

参考文献：

- 劍持久木、二〇〇三、「書評 中山洋平著『戦後フランス政治の実験——第四共和制と「組織政党」一九四四—一九五二年——』」『史学雑誌』第一一二編第四号、八六—九四頁。
- 土倉莞爾、二〇〇〇、『フランス急進社会党研究序説』関西大学出版部。
- 土倉莞爾、二〇〇一、「アンリ・クレーユとその時代」『立命館法学』第二七四号、一—二九頁。
- 中山洋平、二〇〇二、「例外としてのフランス…なぜキリスト教民主主義政党は根付かなかったのか——世紀末の組織化の挫折と媒介構造の形成——」『年報政治学二〇〇二』、三三—五二頁。
- 中山洋平、一九九二、「フランス第四共和制の政治経済体制：二つのモノ・プランと五三年危機——「近代化」と〈国家社会関係〉の歴史的展開——」『国家学会雑誌』第一〇五巻、第三・四号、二二四—二八四頁。
- 中山洋平、二〇〇一、「学会展望〈ヨーロッパ政治史〉 Gilles Le Béguec et Denis Peschanski (dir.), Les élites locales dans la tourmente. Du Front populaire aux années cinquante (CNRS Éditions, Paris, 2000, 460 pp.)」『国家学会雑誌』第一一四巻、第七・八号、六三八—六四〇頁。
- グロセール、アルフレート(土倉莞爾・氏家伸一・富岡宣之 訳)、一九八七、『欧米同盟の歴史』(上)、法律文化社。
- Duhamel, Éric. 1996. "L'UDSR, un parti charnière" *Pouvoirs*, no. 76, p. 81-96.
- Duhamel, Éric. 1993. "Le parti radical et Rassemblement des gauches républicains", dans Gilles Le Béguec, Éric Duhamel dir., *La reconstruction du Parti radical*, L'Harmattan, p. 131-147.
- Duverger, Maurice. 1951. *Les partis politiques*, Armand Colin.
- Nakayama, Yohei. 2002. "Un autre regard sur l'échec de «renovation» mendésiste du Parti radical : du point de vue des fédérations", dans Stéphane Audoin-Rouzeau et al. (dir.), *La politique et la guerre : pour comprendre le XXe siècle européen*, p. 131-147.
- 『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」一九四四—一九五二年』 三一九 (九三五)

584-595.

Nakayama, Yohei. 2000. "La naissance de la Troisième Force et la lutte contre la hausse des prix : échec de la dernière offensive des «partis organisés», dans Serge Berstein et al. (éd.), *Le Parti socialiste entre Résistance et République*, Publications de la Sorbonne, p. 269-281.

Nakayama, Yohei. 1998. "Pierre Mendès France et les partis politiques sous la Quatrième République : volonté de rénovation et morale démocratique", dans L'Institute Pierre Mendès France (éd.), *Éthique et Démocratie, L'exemple de Pierre Mendès France*, Le Cherche Midi, p. 60-74.

Rémond, René. 1958. "Droite et gauche dans le catholicisme français contemporain" *Revue française de science politique*, no. 3, p. 529-544.

Saiadah, Anne. 1987. "Le mouvement républicain populaire et la reconstitution du système partisan français, 1944-1951", *Revue française de science politique*, vol. 37, no. 1, p. 23-58.

Shennan, Andrew. 1989. *Rethinking France Plans for Renewal 1940-1946*, Clarendon Press.

Vinen, Richard. 1995. *Bourgeois Politics in France, 1945-1951*, Cambridge University Press.

Williams, Philip. 1958. *Politics in post-war France: Parties and the Constitution in the Fourth Republic*, Longmans.

* 本稿は、平成一六・一七年度科学研究費補助金による研究（基盤研究C「キリスト教民主主義と西ヨーロッパ政党制」）成果の一部である。なお、本論「一 序にかえて」の部分は、日本選挙学会年報『選挙研究』（NO. 18, 2003）の原稿を基にしている。そのさい、紙幅の都合で削除した部分を復元した。「二 概観」は平成一五年度関西大学大学院法学研究科における渡辺和行奈良女子大学教授の授業に出席した二人の大学院生、南部正彦、福島都茂子両氏の報告メモを参照、加筆させていただいた。渡辺教授と両氏に厚く御礼申し上げる。